

中部山岳国立公園
立山地域管理計画書

平成 13 年 10 月

環境省自然環境局
中部地区自然保護事務所

目 次

第 1 管理計画作成方針	
管理計画作成方針	1
第 2 管理計画区設定方針	
管理計画区設定方針	1
第 3 立山黒部アルペンルート地区管理計画区	
1. 概要	3
2. 管理の基本的方針	4
(1)保護に関する方針	4
(2)利用に関する方針	4
3. 風致景観の管理に関する事項	4
(1)許可、届出等取扱方針	4
(2)公園事業取扱方針	10
4. 地域の開発、整備に関する事項	20
(1)事業説明会	20
(2)公園事業施設	20
5. 土地及び事業施設の管理に関する事項	20
(1)国有財産の管理	20
(2)室堂集団施設地区の車輛乗り入れ	20
6. 利用者の指導に関する事項	20
(1)自然解説に関する事項	20
(2)利用者の誘導、規制	20
(3)利用者の安全対策	20
7. 地域の美化修景に関する事項	21
(1)美化清掃計画	21
(2)修景緑化計画	21
第 4 黒部峡谷鉄道沿線地区管理計画区	
1. 概要	21
2. 管理の基本的方針	22
(1)保護に関する方針	22
(2)利用に関する方針	22
3. 風致景観の管理に関する事項	22
(1)許可、届出等取扱方針	22
(2)公園事業取扱方針	25
4. 地域の開発、整備に関する事項	27
(1)事業説明会	27
(2)公園事業施設	27
5. 利用者の指導に関する事項	27
(1)自然解説に関する事項	27
(2)利用者の誘導、規制	27
6. 地域の美化修景に関する事項	27
(1)美化清掃計画	28
(2)修景緑化計画	28

第5 山岳登山地区

1. 各地区の取扱

一 下ノ廊下、朝日岳、毛勝山周辺地区	28
(1)概要	28
(2)管理の基本的方針	29
①保護に関する方針	29
②利用に関する方針	29
(3)風致景観の管理に関する事項	29
①許可、届出等取扱方針	29
②公園事業取扱方針	30
二 立山、剣岳、大日岳、五色ヶ原周辺地区	32
(1)概要	32
(2)管理の基本的方針	33
①保護に関する方針	33
②利用に関する方針	34
(3)風致景観の管理に関する事項	34
①許可、届出等取扱方針	34
②公園事業取扱方針	35
三 薬師岳、雲ノ平周辺地区	39
(1)概要	39
(2)管理の基本的方針	40
①保護に関する方針	40
②利用に関する方針	40
(3)風致景観の管理に関する事項	40
①許可、届出等取扱方針	40
②公園事業取扱方針	41
2. 地域の開発、整備に関する事項(第5の各地区共通)	44
(1)事業説明会	44
(2)公園事業施設	44
3. 利用者の指導に関する事項(第5の各地区共通)	44
(1)自然解説に関する事項	44
(2)利用者の誘導、規制	44
(3)利用者の安全対策	44
4. 地域の美化修景に関する事項(第5の各地区共通)	44
(1)美化清掃計画	44
(2)修景緑化計画	44

第6 その他各地区共通事項

1. ヘリコプター等の利用について	45
2. ペット類の持ち込みについて	45
3. 公園内の多様な利用について	45
4. テレビ等のロケについて	45
5. 国立公園の安全利用の推進について	45

第7 別紙 山小屋取扱要領

1. 中部山岳国立公園立山地区宿舎事業(山小屋)取扱要領	46
2. 中部山岳国立公園後立山地区宿舎事業(山小屋)取扱要領	50
3. 中部山岳国立公園北アルプス南部地区宿舎事業(山小屋)取扱要領	54

第1 管理計画作成方針

中部山岳国立公園は、昭和9年12月4日に国立公園に指定され、昭和59年6月15日には公園区域等の見直しのため公園計画再検討が行われた。

その後、平成4年7月14日に本公園の利用拠点となっている集団施設地区を中心とした公園計画の点検が行われ、現在、新潟県、富山県、長野県、岐阜県の4県にまたがる4市7町8村に係る面積174,323haの国立公園となっている。

当地区は、中部山岳国立公園の北部にあり、立山連峰、薬師岳などの2,000m～3,000m級の山々や弥陀ヶ原、五色ヶ原、雲ノ平等の溶岩台地と黒部峡谷を中心とする山岳地帯である。ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ライチョウに代表される野生動物が生息し、豊富な高山植物群や、池塘群、原生林とともに原生的な自然環境を維持している。

地域の利用形態は、立山黒部アルペンルートと黒部峡谷鉄道を利用した一般利用者の自然探勝と登山者による山岳地区における登山、自然探勝に大別される。

立山黒部アルペンルートの立山山麓から室堂平までは、アルペンルートを利用した風景鑑賞・通過型の観光利用が中心であることから、山麓から亜高山帯にかけて広がる多様な豊かな自然を十分に体験することや、山岳文化に触れる利用が十分なされていないことにより、室堂への公園利用者の一極集中が進み一部地域で高山植生、湿原植生の踏み荒らし等による荒廃が見られることから、平成8年度から立山核心地域総合整備計画(緑のダイヤモンド計画)がスタートしているところである。

本管理計画は、自然環境の保全と安全で快適な公園利用を図るため、従来から行ってきた管理業務の内容を整理し、本地域の実情に即した新たな検討を加えて、きめ細かな管理の方針を定め国立公園管理業務の一層の徹底と円滑化を図るものである。

第2 管理計画区設定方針

当該管理計画は、中部山岳国立公園のうちの富山県内を対象地域とする。

当地区は、立山黒部アルペンルート、黒部峡谷鉄道を利用する一般利用者の利用地域、及び徒歩による登山利用地域に明確に区分されることから次の三管理計画区に大別する。

なお、(3)の山岳登山地区は、面積も広大で自然景観も多岐にわたることからさらに三地区に細分する。

(1)立山黒部アルペンルート地区

千寿ヶ原、称名、美女平、弥陀ヶ原、天狗平、室堂集団施設地区、黒部ダム

(2)黒部峡谷鉄道沿線地区

黒部峡谷鉄道沿線、黒薙温泉、鐘の温泉、樺平、猿飛峽、祖母谷温泉

(3)山岳登山地区

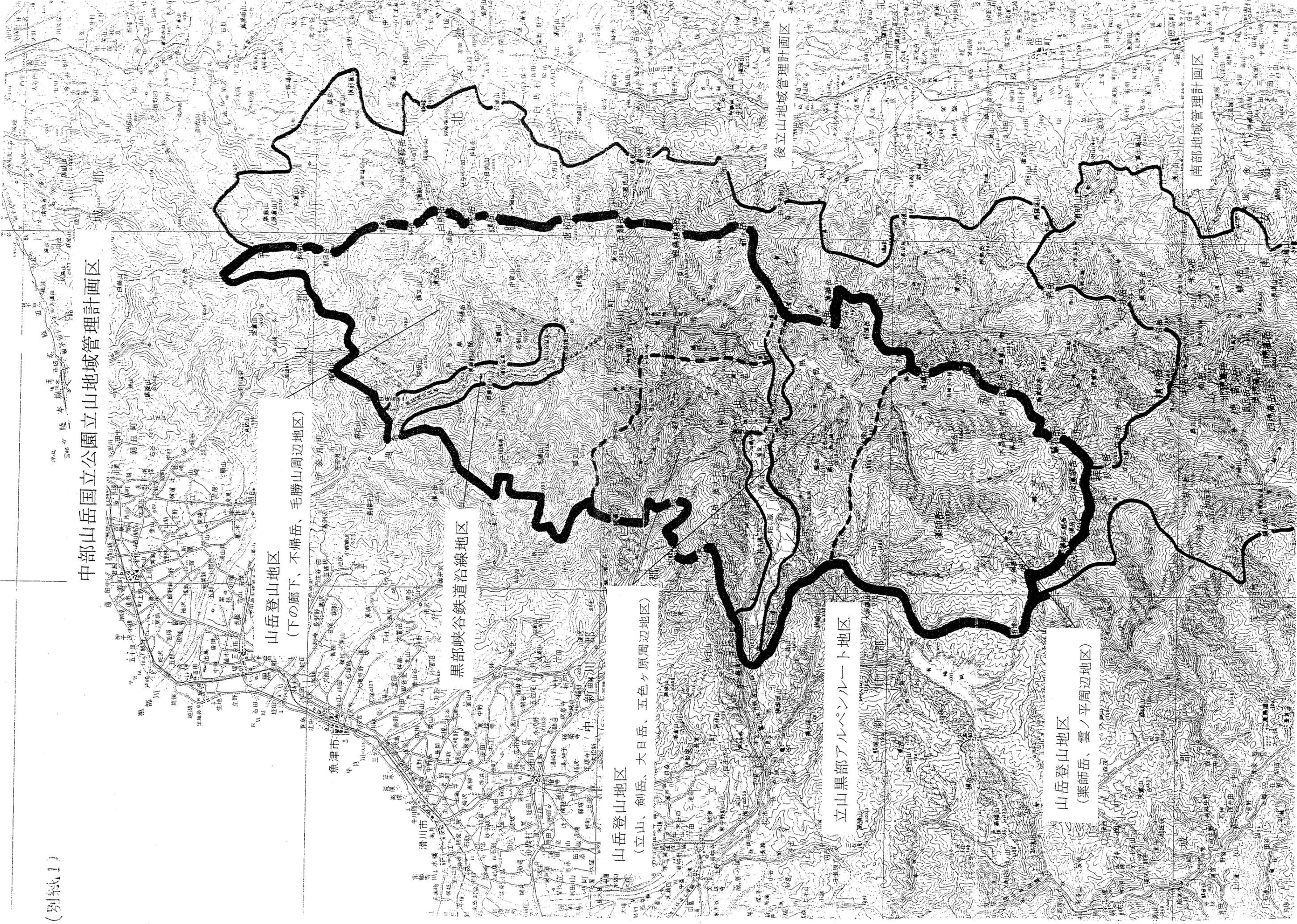
一)下ノ廊下、朝日岳、毛勝山周辺地区

二)立山、剣岳、大日岳、五色ヶ原周辺地区

三)薬師岳、雲ノ平周辺地区

【管理計画区分図】

中部山岳国立公園立山地域管理計画区



山岳登山地区
(下の廊下、不帰岳、毛勝山周辺地区)

黒部峡谷鉄道沿線地区

山岳登山地区
(立山、剣岳、大日岳、五色ヶ原周辺地区)

立山黒部アλπペンルート地区

山岳登山地区
(薬師岳、雲ノ平周辺地区)

後立山地域管理計画区

南部地域管理計画区

第3 立山黒部アルペンルート地区管理計画区

1. 概要

範囲	富山県中新川郡立山町	
面積	2,343ha（図上測定）	
土地所有	国有地 公有地 私有地	
保護計画	特別保護地区 第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域	
保護の施設計画	植生復元施設 室堂、天狗平、弥陀ヶ原	
利用計画	<p>1. 集団施設地区 室堂</p> <p>2. 単独施設</p> <p>（園地） 桂台、千寿ヶ原、称名、美女平、大観台 弥陀ヶ原、弘法、黒部湖</p> <p>（宿舎） 千寿ヶ原、称名、美女平、天狗平、弥陀ヶ原 黒部湖</p> <p>（野営場） 黒部湖</p> <p>（駐車場） 称名</p> <p>（給水施設） 千寿ヶ原</p> <p>3. 車道 称名線、桂台室堂線</p> <p>4. 歩道 立山登山線（室堂集団施設地区内）、称名室堂線 千寿ヶ原弘法線</p> <p>5. 運輸施設</p> <p>自動車運送施設 美女平、弥陀ヶ原</p> <p>鉄道運送施設 千寿ヶ原美女平線、黒部平黒部湖線 室堂大観峰線、扇沢黒部湖線</p> <p>索道運送施設 大観峰黒部平線</p>	
自然の概要	標高	約500m～2,400m
	地形・地質	立山火山の活動による火山地形である熔岩台地（室堂平、弥陀ヶ原、美女平）や火口湖（ミクリガ池、ミドリガ池）が特筆される。また、火山活動のなごりが地獄谷にみられる。
	動植物	<p>（動物）ツキノワグマ、ニホンカモシカに代表される大型哺乳類をはじめ、ライチョウ、ホシガラス等の高山性の鳥類や、山麓部に森林性の鳥類が多数生息する。また、高山蝶の生息地でもある。室堂平周辺は、アズマヒキガエルの日本で最も標高の高い生息地とされている。</p> <p>（植物）ハイマツ林、高山植物群落、高層湿原、池塘群、山地帯のタテヤマスギの巨木、ブナ林が特筆される。</p>
人文	古くから山岳信仰の対象としての立山登山がさかんであった。旧室堂小屋は、現存する日本最古の山小屋とされ国指定の文化財である。	

利用の概要	年間利用者数	約110万人
	利用期間	4月～11月（千寿ヶ原は通年）
	利用施設	宿泊施設 公園事業宿舎18軒（1,941人収容） 野営施設 2ヶ所 公共施設 ビジターセンター1ヶ所

2. 管理の基本的方針

(1) 保護に関する方針

本計画区は、立山地域最大の利用動線であるアルペンルートを中心とした地区であり、利用者が特に集中する地区であるが、周辺は、美女平からブナ坂付近の立山スギ、ネズコ、キタゴヨウなどの針葉樹やブナ、トチノキ、ホウノキなどの広葉樹の混ざった原生的な自然林や弥陀ヶ原周辺の高層湿原や池塘、室堂周辺の高山植物群落など極めて自然度の高い地域であり、これら優れた自然環境が保全対象として特に重要である。従って本計画区においては、周辺の優れた自然環境の保全を基本とし、特に次の事項に配慮して管理の徹底を図ることとする。

- (ア) 高山植物帯の植生復元事業を積極的に継続する。
- (イ) 立山有料道路のマイカー規制を継続して行うとともに、アルペンルート沿線の自然生態系の変化について継続して調査する。
- (ウ) 低公害型自動車を積極的に導入する。
- (エ) 山岳スキーやスノーボードの利用について、ライチョウの生息環境の保持及び高山植物の保護の観点から規制区域の設定や監視員の配置を継続する。

(2) 利用に関する方針

本計画区はアルペンルートの沿線であることから、室堂を中心に年間100万人を超える利用がある。当地区では、アルペンルートを利用して雄大な山岳景観と優れた自然に誰もが手軽に接することができる点が最大の特徴であり魅力ともなっている。

従って本計画区においては、一般利用者が直接自然に親しむことができる徒歩による利用を推進するために、各種基盤施設の充実と自然解説などソフト面の対策の充実を図り、自然環境の保全に配慮した適切な公園利用への誘導を図ることを基本とし、特に次の事項に配慮する。

- (ア) 自然保護センター等を拠点として、ボランティア活動を推進し、自然解説活動等をおして利用者への指導、自然保護思想の啓発を図る。
- (イ) 地獄谷は有毒な火山ガスが噴出していることから、利用者の安全を確保するために、利用者への積極的な情報提供や安全施設の整備を行うとともに、安全対策の検討を行う。

3. 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

特別地域及び特別保護地区

特別地域及び特別保護地区内における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等取扱要領」（平成13年5月28日付け環自国第213号）第5に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成12年8月7日付け環自国第448-3号）において定める基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

行為の種類	地域	取扱方針
1 工作物の新築、改築又は増築 (1) 建築物	全域	<p>① 基本方針</p> <p>ア 公園計画に合致する利用施設は、原則として公園事業として把握することとする。</p> <p>イ 当地域が原生的な自然林や高山植物群落、高層湿原等自然度の高い地域であることを踏まえ、自然環境の保全に配慮する。</p> <p>ウ 雄大な山岳景観を呈する山岳、高原地域においては、主要利用施設や展望地から見たときの風致景観の支障の軽減についても配慮する。</p> <hr/> <p>② デザイン、色彩、材料</p> <p>以下の各要件に適合しないものは認めない。</p> <p>ア 屋根のデザイン</p> <p>屋根のデザインは、切妻、寄棟等の勾配屋根（片流れを除く）とすること。ただし既存建築物の増改築の場合であって上記勾配屋根とすることが困難と認められる場合、または、建築面積10平方メートル以下程度の小規模な建築物である場合、並びに発電施設などの特殊な用途あるいは、雪害対策など気象条件により上記勾配屋根とすることが困難な場合にあっては、この限りではない。</p> <p>また、陸屋根である既存建築物の増改築に際しては、傾斜屋根パラペット（飾屋根）を設けるなど、極力勾配屋根に見えるデザインとすること。</p> <p>イ 色彩及び材料</p> <p>建築物の外部意匠が、以下の各要件を満たしていること。</p> <p>1) 屋根（飾屋根を含む）の色彩</p> <p>こげ茶色とすること。ただし、既存建築物の改築及び増築で、改築及び増築部分だけをこげ茶色とすることが建築物全体の意匠として好ましくない場合には、この限りではない。</p> <p>2) 壁面の色彩</p> <p>茶色系、クリーム色系とすること。また、自然材料を使用する場合は、当該自然材料の素地色のうち屋根の色彩と調和する色彩とすること。</p> <p>ただし、既存建築物の改築及び増築で、改築及び増築部分だけを上記色彩とすることが建築物全体の意匠として好ましくない場合にあっては、この限りではない。</p> <hr/> <p>③ 付帯施設</p>

		<p>次のアからエの各号に掲げる付帯施設については、以下各号に示す要件に適合しないものは認めない。</p> <p>ア 駐車場、取付道路については、風致景観の保護上、支障のない範囲内において、建築物の収容力に見合った必要最小限の規模であること。</p> <p>イ 車庫、倉庫等の小規模な付帯施設は、極力主たる建築物に包含し、別棟とはしないこと。やむを得ず別棟とする場合であっても、主たる建築物とデザイン、色彩、材料等の統一が図られているものであること。ただし、特殊な用途の建築物で、主たる建築物とデザイン等の統一を図ることが困難な場合には、この限りではない。</p> <p>ウ 外灯を設置する場合には、建築物のライトアップを目的とするものでないこと。</p> <p>エ 擁壁は自然石積、または自然石張擁壁とすること。やむを得ずコンクリート製（ブロックを含む）擁壁を設置する場合は、自然石に模した表面仕上げとすること。</p> <p>なお、擁壁が周辺から望見されない場合には、この限りではない。</p>
		<p>④修景緑化方法</p> <p>風致景観に及ぼす支障を軽減するため、修景植栽を行うこと。</p> <p>なお、修景植栽には、可能な限り周囲の自然植生を構成する植物と同種の植物を用いること。</p>
		<p>⑤残土処理方法</p> <p>以下の要件に適合しないものは認めない。</p> <p>残土を特別地域、特別保護地区内において処理するものでないこと。</p> <p>ただし、当該国立公園内において許認可を受けて行われる他の工事に流用する場合及び風致景観の維持に支障を及ぼさない方法で現地で処理可能と認められる場合には、この限りではない。</p>
		<p>⑥行政指導の指針</p> <p>申請者には、以下の事項について指導する。</p> <p>ア 建物外部における夜間照明は、防犯上、必要最小限の範囲で実施すること。</p> <p>イ 建築物の外部には、可能な限り、自然材料（木材、石材、茅、桧皮等）を使用すること。</p>
(2)車道の新築、改築及び増築	全域	<p>①基本方針</p> <p>1、(1)建築物①基本方針イ、ウ(P.5)による他、下記方針による。</p> <p>ア 車道の線形は、安全性に配慮した上で地形の改変が必要最小限のものとし、法面や構造物（トンネルを除く。）が極力発生しないように配慮する。</p>

		<p>イ 野生動物の生息環境の保全についても配慮する。</p>
		<p>②付帯施設</p> <p>次に掲げる付帯施設については、以下の各号要件に適合しないものについては認めない。</p> <p>ア 法面は、道路線形を地形に順応させるなどして、面積や高さを必要最小限とし、極力構造物の設置は行わないよう配慮されたものであること。やむを得ず構造物を設置する場合であっても、必要最小限の規模であること。</p> <p>イ 擁壁については、1.(1)建築物③付帯施設エ(P.6)と同じとする。</p> <p>ウ 地形が急峻で法面を構造物で押さえる必要がある場合には、法枠工、フリーフレーム等の緑化が可能な工法とし、モルタル等の吹付工は認めない。ただし、安全確保上他に代替工法がない場合にあっては、この限りではない。</p> <p>エ 法面の緑化については、可能な限り周囲の自然植生を構成する植物と同種の植物を用いて緑化を図ること。</p> <p>オ 危険防止柵については、ガードロープなどの視界遮蔽の軽微なものを使用し、色彩は灰色（溶融亜鉛メッキ）、こげ茶色、又は自然材料を用いる場合における当該自然材料の素地色とすること。</p>
		<p>③その他</p> <p>以下の要件に適合しないものは認めない。</p> <p>残土処理については、1.(1)建築物⑤残土処理方法(P.6)と同じとする。</p>
		<p>④行政指導の指針</p> <p>申請者には以下の事項について指導する。</p> <p>法面や側溝等の付帯施設の設計は、極力動物の活動を妨げないように配慮されたものであること。</p>
(3)その他の工作物	全域	<p>①基本方針</p> <p>1、(1)建築物①基本方針イ、ウ(P.5)と同じとする。</p>
ア 電柱・アンテナ用鉄塔等		<p>②規模・構造</p> <p>以下の要件に適合しないものは認めない。</p> <p>ア 高さ、本数とも必要最小限とすること。</p> <p>イ 美女平から上部においては、電力線等は道路等を利用した地下埋設とすること。ただし、地下埋設することが著しく困難な場合であって、当該地以外の</p>

		<p>場所においてはその目的を達成することができないと認められる場合には、この限りではない。</p> <p>③その他 以下の要件に適合しないものは認めない。 残土処理については、1.(1)建築物⑤残土処理方法(P.6)と同じとする。</p> <p>④行政指導の指針 申請者には以下の事項について指導する。 ア 千寿ヶ原地区においては、電力線等は地下埋設とすること。 イ アンテナ用鉄塔、電柱等共架可能なものについては、極力共架とすること。</p>
イ 送電鉄塔	全域	<p>①基本方針 1.(1)建築物①基本方針イ、ウ(P.5)による他、下記方針による。 送電ルートの新設は、原則として認めない。ただし、送電ルートの変更に伴い新設される場合であって、主要利用施設や展望地から見たときに極力山の稜線を分断しないものと認められるものにあつてはこの限りではない。</p> <p>②規模及び色彩 以下の各号の要件に適合しないものは認めない。 ア 高さ、本数とも必要最小限とすること。 イ 色彩については、背景により明灰色又は、こげ茶色とすること。既存施設の保守に際しては同様に色彩を変更すること。</p> <p>③その他 以下の要件に適合しないものは認めない。 残土処理については、1.(1)建築物⑤残土処理方法(P.6)と同じとする。</p> <p>④修景緑化方法 1.(1)建築物④修景緑化方法(P.6)と同じとする。</p> <p>⑤擁壁 擁壁については、1.(1)建築物③付帯施設エ(P.6)と同じとする。</p>
ウ 自動販売機	千寿ヶ原・桂台地区	<p>①基本方針 周辺の風致景観の支障の程度について配慮する。</p> <p>②行政指導の指針 申請者には以下の事項について指導する。</p>

		<p>ア 自動販売機は建物の壁面に密着して設置すること。 イ 自動販売機本体を専用の木製枠で囲ったり本体に着色を施すなどして、建物の色彩と調和を図ること。</p>
	その他の地区	<p>基本方針 風致景観の保護を図るため、屋外への設置は認めない。</p>
2 広告物等の設置	全域	<p>①基本方針 風致景観の保護のため、目的を達する範囲で必要最小限にとどめるよう配慮する。</p> <p>②色彩及び材料 以下の各要件に適合しないものは認めない。 ア 主要材料は、木材、石材等自然材料とすること。 ただし、必要な強度を確保するため、木材等の自然材料を使用することが困難と認められる場合には、この限りではない。 イ 色彩は、自然材料の素材色又はこげ茶色とし、表示は、必要最小限の色数とするよう計画されていること。ただし、保安の目的で設置されるものについては、この限りではない。</p> <p>③行政指導の指針 申請者には、以下の事項について指導する。 ア 標識類のデザイン統一を図るとともに、乱立を防ぐため、整理統合を図ること。 イ 案内標識等については、英字等の併記を検討すること。</p>
3 学術研究 共通	全域	<p>①基本方針 貴重な植物群落や動物の生息に重大な影響が生じないように配慮する。</p> <p>②行政指導の指針 申請者には、以下の事項について指導する。 ア 許可証を携行し、行為が許可されていることを明記した腕章等を着用すること。 イ 国立公園利用者の集まりやすい場所における行為は避けること。 ウ 調査結果を中部地区自然保護事務所長あて報告すること。 エ やむを得ずお花畑等に立ち入る場合、底の柔らかい履き物を使用するなど、植物の損傷を最小限とす</p>

る措置を講ずること。

(2)公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成13年1月5日付け環自国第17号自然保護局長通知)によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

①公園事業施設の基本的趣旨及び制約

- (ア) 不特定多数の国民に供せられる施設であること。(予約の受付、料金の設定等に関し会員制等により特定の者を優遇してはならない。)
- (イ) 国立公園利用者に対し良好なサービスを提供すること。
- (ウ) 国立公園の指定目的(自然とのふれあいや自然の中での休養)にできるだけ沿うような施設形態、施設内容とすること。(都市的な施設形態や施設内容は好ましくない。)
- (エ) 良好な自然環境内に位置していることを念頭に置き、利用者に周辺の自然景観や環境を十分に楽しませるように努めること。
- (オ) 施設自体が周囲の風致景観や自然環境を害することがないように設置すること。
- (カ) 周辺の自然景観や環境を害することがないように、日常的に敷地内の清掃、整頓を実施する等、管理運営については特別に配慮すること。

②施設の位置等

- (ア) 敷地の選定の際には、施設設置後に周辺の自然景観や環境が大幅に変化しないことを基本とすること。
- (イ) 敷地内に地上工作物を新設する場合には、大きな樹木や転石、河川、湿地等の当該地の環境の質を表す自然の地物を極力残置するような配置とすること。
- (ウ) 敷地内の建築物や駐車場等の施設以外の部分は、原則として全て緑地として管理育成すること。

③公園事業施設共通取扱方針

公園事業種	地区名	取扱方針
1 全事業種に関する建築物	全地区	<p>①基本方針 公園事業別取扱方針による他、公園事業に係る建築物は下記方針による。</p> <hr/> <p>②デザイン、色彩、材料 以下の各要件に適合しないものは認めない。ただし、個別事業取扱方針に別に定めのある場合には、この限りではない。</p> <p>ア 屋根のデザイン 屋根のデザインは、切妻、寄棟等の勾配屋根(片流れを除く)とすること。ただし、既存建築物の増改築の場合であって上記勾配屋根とすることが困難と認められる場合、または、建築面積10平方メートル以下程度の小規模な建築物である場合並びに空調設備などの特殊な用途あるいは雪害対策などの気象条件により上記勾配屋根とすることが困難な場合には、この限りでない。</p> <p>また、陸屋根である既存建築物の増改築に際しては、傾斜パラペット(飾屋根)を設けるなど、屋根があるように見えるデザインとすること。</p>

イ 色彩及び材料

建築物の外部意匠が、以下の各要件を満たしていること。

1) 屋根の色彩

こげ茶色とすること。ただし、既存建築物の改築及び増築で、改築及び増築部分だけをこげ茶色とすることが建築物全体の意匠として好ましくない場合には、この限りではない。

2) 壁面の色彩

茶色系、クリーム色系とすること。また、自然材料を用いる場合は、当該自然材料の素地色のうち屋根の色彩と調和する色彩とすること。

ただし、既存建築物の改築及び増築で、改築及び増築部分だけを上記色彩とすることが建築物全体の意匠として好ましくない場合には、この限りではない。

③付帯施設

次のアからエの各号に掲げる付帯施設については、それぞれ各号に示す要件に適合しないものについては認めないものとする。

ア 駐車場、取付道路については、風致景観の保護上、支障のない範囲内において、建築物の収容力に見合った必要最小限の規模であること。

イ 車庫、倉庫等の小規模な付帯施設は、極力主たる建築物に包含し、別棟とはしないこと。やむを得ず別棟とする場合であっても、主たる建築物のデザイン、色彩、材料等が統一されているものであること。ただし、特殊な用途の建築物で主たる建築物とデザイン等を統一することが困難な場合には、この限りではない。

ウ 外灯を設置する場合には、建築物のライトアップを目的とするものでないこと。

エ 擁壁は自然石積または自然石張擁壁とすること。やむを得ずコンクリート製(ブロックを含む)擁壁を設置する場合には、自然石に模した表面仕上げとすること。なお、擁壁が周辺から望見されない場合には、この限りではない。

④修景緑化方法

風致景観に及ぼす支障を軽減するため、修景植栽を行うこと。

なお、修景植栽には、可能な限り周囲の自然植生を構成する植物と同種の植物を用いること。

⑤その他

以下の各要件に適合しないものは認めない。

ア 残土を特別地域、特別保護地区内において処理するものでないこと。

		<p>ただし、当該国立公園内において許認可を受けて行われる他の工事に流用する場合及び風致景観の維持に支障を及ぼさない方法で現地で処理可能と認められる場合には、この限りではない。</p> <p>イ 自動販売機は、風致景観の保護を図るため、千寿ヶ原、桂台地区以外では、屋外への設置を認めないものとする。</p>			<p>場合には、この限りではない。</p> <p>エ 法面の緑化については、可能な限り周囲の自然植生を構成する植物と同種の植物を用いて緑化を図ること。</p> <p>オ 危険防止柵については、ガードロープなどの視界遮蔽の軽微なものを使用し、色彩は灰色（溶融亜鉛メッキ）、こげ茶色、又は自然材料を用いる場合における当該自然材料の素地色とすること。</p>	
		<p>⑥行政指導の指針</p> <p>申請者には、以下の事項について指導する。</p> <p>ア 建物外部における夜間照明は、防犯上、必要最小限の範囲で実施すること</p> <p>イ 建築物の外部には、可能な限り、自然材料（木材、石材、茅、桧皮等）を使用すること。</p> <p>ウ 宿舎、野営場、休憩所、公衆便所などの利用施設から排出される、し尿、雑排水、生ゴミなどの廃棄物については、周辺の自然環境へ悪影響を与えないよう、施設管理者が適切に処理すること。</p> <p>エ 千寿ヶ原、桂台地区において自動販売機を設置する場合には、建物の壁面に密着して設置し、本体を専用の木製枠で囲ったり本体に着色を施すなどして、建物の色彩と調和を図ること。</p>			<p>③その他</p> <p>以下の要件に適合しないものは認めない。</p> <p>残土処理については、1建築物⑤その他アに同じとする。</p>	
				3歩道	全地区	<p>④行政指導の指針</p> <p>申請者には以下の事項について指導する。</p> <p>法面や側溝等の付帯施設の設計は、極力動物の活動を妨げないよう配慮されたものであること。</p>
2車道	全地区	<p>①基本方針</p> <p>公園事業別取扱方針による他、下記方針による。</p> <p>ア 道路（車道）事業については、道路交通の安全性を確保するとともに、公園利用車道であることに鑑み、管理施設の適切な整備、道路からの景観の保全に配慮する。</p> <p>イ 線形は、安全性に配慮した上で地形の改変が必要最小限のものとし、法面や構造物（トンネルを除く。）が極力発生しないよう配慮する。</p> <p>ウ 周囲の優れた自然環境の保全及び、野生動物の生息環境の保全について配慮する。</p>			<p>①基本方針</p> <p>公園事業別取扱方針による他、下記の方針による。</p> <p>ア 周囲の優れた自然環境の保全及び歩行者の安全性に配慮する。</p> <p>イ 直接自然とふれあえることができる施設であることから、適切な施設整備と管理が図られるよう配慮する。</p> <p>ウ 登山道の難易度や利用者層を勘案し、登山道の安全な利用と周囲の植生の保護が図られるような施設整備が推進されるよう配慮する。</p> <p>エ 登山口においては公園利用に必要な情報を提供するための方策、施設の整備が図られるよう配慮する。</p>	
		<p>②付帯施設</p> <p>次に掲げる付帯施設については、それぞれ各号に示す要件に適合しないものについては認めない。</p> <p>ア 法面は、道路線形を地形に順応されるなどして、面積や高さを必要最小限とし、極力構造物の設置は行わないよう配慮されたものであること。やむを得ず構造物を設置する場合であっても、必要最小限の規模であること。</p> <p>イ 擁壁については、1.建築物③付帯施設エに同じとする。</p> <p>ウ 地形が急峻で法面を構造物で押さえる必要がある場合には、法枠工、フリーフレーム等の緑化が可能な工法を使用し、モルタル吹付等を行わないものであること。ただし、安全確保上他に代替工法がない</p>			<p>②構造</p> <p>以下の要件に適合しないものは認めない。</p> <p>ア 歩道の整備を行う場合には、可能な限り木材、石材等自然材料を用いるものであること。</p> <p>イ お花畑や湿原地帯では、植生の保全を図るため、木道化、ルートの特化を図るものであること。</p> <p>ウ 擁壁については、1全事業種に関する建築物③付帯施設エに同じとする。</p> <p>エ 構造物の設置については、極力動物の活動を妨げないよう配慮されたものであること。</p>	
						<p>③修景緑化方法</p> <p>以下の要件に適合しないものは認めない。</p> <p>修景植栽には、可能な限り周囲の自然植生を構成する植物と同種の植物を用いること。</p>

		④行政指導の指針 申請者には、以下の事項について指導する。 荒廃した区間については、植生復元を積極的に実施すること。
4 広告物等 (案内板 解説板 標識等)	全地区	①基本方針 公園事業別取扱方針による他、下記方針による。 ア 周辺の優れた自然景観の保全に配慮する。 イ 公園利用者が安全かつ適切に自然とふれあうことができるよう、的確な情報の提供に配慮する。
		②材料、色彩 以下の各要件に適合しないものは認めない。 ア 材料 主要材料は木材、石材等自然材料とすること。ただし、必要な強度を確保するために木材等自然材料を使用することが困難と認められる場合には、この限りではない。 イ 色彩 自然材料の素地色又はこげ茶色とし、表示は、必要最小限の色数とするよう計画されているものであること。ただし、保安の目的で設置されるものについては、この限りではない。
		③行政指導の指針 申請者には、以下の事項について指導する。 ア 標識類のデザイン統一、整理を図るとともに、英字等の併記を検討すること。 イ 標識類の乱立を防ぐため、統合を図ること。

④公園事業別取扱方針

事業の種類	地区	取扱方針
園地	室堂	①基本方針 ライチョウの保護、自然植生の保護を基本として適正な利用が推進されるよう配慮する。 また、残雪期における利用ルートを明確にし植生の保護及び利用者の安全が図られるよう配慮する。 ②施設 公園事業施設共通取扱方針による他、下記の取扱いによる。 ア 室堂平の園路は、石張りとし園路外への立ち入りを防止するための処置を講ずること。 イ 植生復元を推進するとともに復元事業にかかる解説、PRに努めること。
	桂台	①基本方針

		アルペンルート、称名地区への導入部として風致の保全に配慮する。 ②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
千寿ヶ原		①基本方針 アルペンルートの導入部としての風致の保全に配慮する。 ②施設 公園事業施設共通取扱方針による他、下記の取扱いによる。 ア 立山山麓における駐車場機能の充実が図られる計画であることから、駐車場の規模は既存程度とする。
称名		①基本方針 称名滝の探勝ルートの利用拠点として、雪崩等安全面に配慮しつつ、休憩施設等の充実及び解説展示施設の充実が図られるよう配慮する。 ②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
美女平		①基本方針 野鳥観察、ブナ林、タテヤマスギの観察のための園地として解説板等施設の充実が図られるよう配慮する。 ②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
弥陀ヶ原		①基本方針 湿原の保全を基本とし、木道の改修を図るとともに植生復元事業が推進されるよう配慮する。 ②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
黒部湖		①基本方針 湖岸散策のための施設の充実が図られるよう配慮する。 ②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
大観台 弘法		①基本方針 歩くアルペンルートの展望休憩地として施設の充実整備が図られるよう配慮する。

		②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
宿 舎	室堂	①基本方針 アルペンルートの利用拠点として、また自然探勝、立山劔岳登山の基地として自然環境、風致に配慮しつつ既存施設の充実が図られるよう配慮する。 宿泊収容力は、現状維持とする。 ②施設 公園事業施設共通取扱方針による。 ③行政指導の指針 申請者には、以下の事項について指導する。 ア し尿・雑排水・生ごみ等は適切に処理し、適宜排水処理施設の改善を図ること。 イ 地獄谷の給湯・給水管について、整理埋設すること。 ウ 室堂ターミナル（ホテル）の補修等にあたっては、風致に与える影響の調査等をもとに適切に対処すること。
	千寿ヶ原	①基本方針 アルペンルート of 富山県側入口として既存施設の充実を図るとともに、施設周辺の環境整備を図り、国立公園の入口として統一のとれた町づくりが推進されるよう配慮する。 ②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
	称 名	①基本方針 現在の利用実態をふまえた整備が図られるよう配慮する。 ②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
	美女平	①基本方針 アルペンルートの中継基地として、また美女平園地利用の基地として、自然環境、風致に配慮しつつ既存施設の充実が図られるよう配慮する。 ②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
	天狗平	①基本方針 アルペンルートの中継基地として、また自然探勝の

		基地として自然環境、風致に配慮しつつ既存施設の充実が図られるよう配慮する。 ②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
野営場	弥陀ヶ原	①基本方針 アルペンルートの中継基地として、また弥陀ヶ原園地利用の基地として自然環境、風致に配慮しつつ既存施設の充実が図られるよう配慮する。 ②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
	黒部湖	①基本方針 アルペンルートの中継基地として、また黒部湖周辺の散策、自然探勝の基地として自然環境、風致に配慮しつつ既存施設の充実が図られるよう配慮する。 ②施設 別紙1「中部山岳国立公園立山地区宿舎事業（山小屋）取扱要領」による。
	室堂	①基本方針 立山の登山基地及び室堂地区の散策基地として施設の充実が図られるよう配慮する。 ②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
駐 車 場	黒部湖	①基本方針 黒部湖の散策基地として、施設の充実が図られるよう配慮する。 ②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
	称 名	①基本方針 称名滝の探勝ルート of 利用拠点として、整備が図られるよう配慮する。 ②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
給水施設	千寿ヶ原	①基本方針 アルペンルート of 富山県側入り口として、周辺の風致の保護が図られるよう配慮する。 ②施設

		公園事業施設共通取扱方針による。
博物展示施設	室堂	①基本方針 公園利用者への情報提供・自然解説の基地として、また、公園管理等の拠点として施設の充実が図られるよう配慮する。
		②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
道路（車道）	全地区共通	共通基本方針 公園事業施設共通取扱方針による。
	称名線	①基本方針 上部からの落石等に配慮しつつ、既存施設の充実が図られるよう配慮する。また、入込規制が継続されるよう配慮する。
		②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
	桂台室堂線	①基本方針 マイカー規制が継続されるよう配慮する。
		②施設 公園事業施設共通取扱方針による。ただし、法面緑化については、下記方針により取り扱う。 道路法面の緑化方法については、立山ルート緑化研究委員会報告書の内容と調整されたものであること。
道路（歩道）	全地区共通	共通基本方針 公園事業施設共通取扱方針による。
	立山登山線 (室堂集団施設地区内)	①基本方針 室堂を起点とした雄山、真砂岳、別山の縦走コース及び室堂平周辺の散策コースとして、室堂園地と一体化した整備が図られるよう配慮する。
		②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
	称名室堂線	①基本方針 室堂地区に集中する利用者の分散のために施設の充実が図られるよう配慮する。
		②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
	千寿ヶ原弘法線	①基本方針

		自然環境に配慮した施設の整備が図られるよう配慮する。
		②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
自動車運送施設	美女平	①基本方針 低公害型自動車運行のための付帯施設及び既存施設の充実が図られるよう配慮する。
		②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
	弥陀ヶ原	①基本方針 既存施設の充実が図られるよう配慮する。
		②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
鉄道運送施設	千寿ヶ原美女平線	①基本方針 既存施設の充実が図られるよう配慮する。
		②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
	黒部平黒部湖線	①基本方針 既存施設の充実が図られるよう配慮する。
		②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
	室堂大観峰線	①基本方針 主要利用動脈として既存施設の充実が図られるよう配慮する。また、自然保護思想の啓発のため、利用者の室堂博物展示施設への積極的誘導が図られるよう配慮する。
		②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
	扇沢黒部湖線	①基本方針 施設の規模並びに輸送能力は原則として既存施設程度とし、新たに自然解説やインフォメーション等ソフト面の充実のための施設の整備が図られるよう配慮する。
		②施設 公園事業施設共通取扱方針による。

索道運送施設	大観峰黒部平線	①基本方針 既存施設の充実が図られるよう配慮する。
		②施設 公園事業施設共通取扱方針による。

4. 地域の開発、整備に関する事項

(1)事業説明会

中部地区自然保護事務所又は富山県国立公園主幹部局は、一般公共事業の事業者に対し、効果的かつ円滑な事業が実施できるよう、必要に応じ事前に公園利用者と接する機会の多い地元関係者に対する当該事業の説明会等の開催を求めるものとする。

(2)公園事業施設

公園事業施設の整備に当たっては、3.(2)公園事業取扱方針及び「中部山岳国立公園立山地域総合整備計画」(平成9年5月26日付け環自国第217号自然保護局長通知)によるものとする。

5. 土地及び事業施設の管理に関する事項

(1)国有財産の管理

環境省所管地(室堂)57.1ha S31.3.31所管換
所管地における土地使用状況について巡視を行い手続き等に遺漏のないよう努める。
また、火山活動の推移に留意し利用者の安全についての対応を検討する。

(2)室堂集団施設地区内の車輛乗り入れ

室堂集団施設地区内の園路は、自然とのふれあい等公園利用上極めて重要な施設であり、安全で快適な利用環境の確保及び自然環境の保全を図るため、車輛の乗り入れについて規制する。

6. 利用者の指導に関する事項

(1)自然解説に関する事項

- (ア) 既存のナチュラルリスト制度のさらなる充実を支援し、活動拠点を室堂・弥陀ヶ原等へ発展させ、ボランティアによる自然解説活動が推進されるよう協力する。
- (イ) セルフガイドシステムによる利用を推進するため、パンフレット、地図、解説板等の充実を図る。
- (ウ) 関係機関、事業執行者の協力により各種自然観察会等の実施を推進する。

(2)利用者の誘導、規制

- (ア) 野営指定地以外での野営禁止を徹底する。
- (イ) 動植物保護のための立ち入り規制を徹底する。特にライチョウ保護のため、春スキーについて規制区域の設定及び監視員の配置を継続する。
- (ウ) ペット類の持込は、ライチョウをはじめとする野生動物に対し伝染病その他大きな影響をあたえる恐れがあることから、持込による悪影響について広くPRするとともに、今後ペット類の持込について自粛を求める。
- (エ) 自然公園指導員の活動を充実させる。

(3)利用者の安全対策

- (ア) 利用シーズンを通しての救急医療体制の充実について、関係機関で協議し、検討する。
- (イ) 関係機関、事業執行者等との連絡を密にし、危険個所についての情報の入手に努めるとともに、立山ビジターセンター等を活用してリアルタイムの情報を提供する。
- (ウ) 立山地獄谷周辺については、残雪期の利用者に対する安全指導に配慮する。

7. 地域の美化修景に関する事項

(1)美化清掃計画

- (ア) 駐車場、施設周辺等日常的に収集管理される場所以外でのごみ籠の設置は行わない。
- (イ) 利用者に対し”ごみ持ち帰り”の指導を積極的に行う。特に鶏卵の卵は雷鳥に伝染病を媒介するおそれがあることをPRし、持ち帰りを強く呼びかける。
- (ウ) 立山黒部環境保全協会立山支部の清掃活動を今後とも充実させる。

(2)修景緑化計画

- (ア) 人為的影響により荒廃しつつある植物群落、湿原、ブナ林等の保全及び修復を図るため苗木の植栽播種、浸食防止等の植生復元事業を、ブナ坂、弥陀ヶ原、天狗平、室堂で引き続いて行うほか、解説板やパンフレットによりPRを図り、自然保護思想の啓発を図る。
- (イ) 道路法面、崩壊地等の各種緑化には(森林施業を除く。)、可能な限り周囲の自然植生を構成する植物と同種の植物を用いるものとし、施行に際しては、以下の方針に留意して実施することとする。
 - (a) 行為の支障となる植物は、可能な限り移植、復元を行う。
 - (b) 既存表土は、可能な限り外に捨てずに仮置きし、植生工事に使用する。
 - (c) 景観上重要な樹木、貴重な植物群落は、可能な限りそのまま保存する。
- (ウ) 室堂・弥陀ヶ原地区等で実施している外来植物除去事業を、今後とも積極的に継続していくとともに、PRを図り自然保護思想の啓発を図る。

第4 黒部峡谷鉄道沿線地区管理計画区

1. 概要

範囲	富山県下新川郡宇奈月町	
面積	約1,496ha(図上測定)	
土地所有	国有地	
保護計画	特別保護地区 第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域	
利用計画	1. 単独施設 (園地) 樺平、鐘釣温泉 (宿舎) 黒薙、鐘釣温泉、祖母谷、樺平 (野営場) 祖母谷 (博物展示施設) 樺平 2. 歩道 樺平白馬岳線(樺平～祖母谷) 3. 運輸施設 鉄道運送施設 黒部峡谷線	
自然の概要	標高	約400m～800m
	地形、地質	黒部川が節理などの地質に支配されて、地形が特徴づけられており、典型的なV字谷を形成している。
	動植物	(動物) 黒部川流域に、イヌワシが確認されているのをはじめ、ツ

		キノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンザルなどが生息している。 (植物) ブナ、カエデ等の広葉樹と、ネズコ、ゴヨウマツ等の針葉樹が混交している。また暖温帯上部のツガ林の存在が特筆される。 なお、北陸地方のツガの群生は、黒部峡谷だけである。
	人 文	大正12年より電源開発事業として黒部軌道が着手され昭和12年樺平まで完工し、その後昭和28年から営業されている。
利用の概要	年間利用者数	約53万人（平成10年度鉄道乗降客）
	利用期間	5月～11月
	利用施設	宿泊施設 公園事業宿舎6軒（253人収容） 野営施設 1ヶ所（45人収容） 公共施設 ビジターセンター1ヶ所

2. 管理の基本的方針

(1) 保護に関する方針

本計画区は、黒部峡谷鉄道を中心とした地区であり、最大の景観的特徴は、黒部峡谷である。黒部川は、鷲羽岳、水晶岳などの奥黒部を源流として、立山連峰と後立山連峰との間で我が国最深の谷を形成しているが、その流路は岩石の摂理や断層に支配され細かく曲折し、極めて特徴的な渓谷景観を呈している。植生は、峡谷の急峻な地形や季節風、雨量や降雪などが植生にも影響を与えており、針葉樹のツガ、クロベ、コメツガなどの岩石急傾斜面植物群落の発達や緩斜面にはブナ群落が見られるなど、針葉樹と広葉樹の混交が特徴的であり、特にツガ群落の存在は、気候的、植生的にみて注目に値するものである。周辺には、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンサルをはじめとする哺乳類、イヌワシ、オオルリ、ヤマセミなどの鳥類、クモマツマキチョウをはじめとする昆虫類が生息する他、黒部川にはイワナが生息している。本計画の管理にあたっては、これら優れた渓谷景観及び自然環境、野生動物の生息環境の保全が重要であることから、特に下記事項に配慮して管理の徹底を図る。

(ア) 施設の整備については、特に黒部峡谷の景観の保全に配慮する。

(イ) 発電施設や砂防、治山施設の設置については、特に資材運搬路や残土処理について慎重に対応し、風致景観に与える影響について軽減を図るよう指導する。

(2) 利用に関する方針

本計画区の利用は、黒部峡谷鉄道を利用した車窓景観の鑑賞利用の他、樺平などでの渓谷探勝や自然探勝、鉄道沿線の温泉利用や専門登山利用などがある。計画区内最大の利用拠点である樺平の年間利用者は、50万人前後でありアルペンルート地区に次ぐ利用者数があるが、利用の大半は車窓景観の鑑賞利用などの行楽型であり、自然探勝利用や登山利用は少数となっている。これらの利用に対して、一般利用者の安全に配慮しつつ、各種基盤施設の充実とビジターセンターを拠点としたボランティア活動の推進、自然解説などソフト面の充実を図り、自然と親しむ利用を推進するとともに、利用者への指導、自然保護思想の啓発を図ることを基本とする。

3. 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

特別地域及び特別保護地区

特別地域及び特別保護地区内における各種行為については、自然公園法の行為許可申

請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等取扱要領」（平成13年5月28日付け環自国第213号）第5に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成12年8月7日付け環自国第448-3号）において定める基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

行為の種類	地 域	取 扱 方 針
1 工作物の新築、改築又は増築		
(1) 建築物	全域	<p>①基本方針 ア 公園計画に合致する利用施設は、原則として公園事業として把握することとする。 イ 当地域が優れた渓谷景観を有する地域であることを踏まえ、黒部峡谷鉄道沿線の主要利用施設や展望地から見たときの風致景観の支障の軽減について配慮する。</p> <p>②デザイン、色彩、材料 立山黒部アルペンルート地区許可、届出等取扱方針(P.5)と同じとする。</p> <p>③付帯施設 立山黒部アルペンルート地区許可、届出等取扱方針(P.5)と同じとする。</p> <p>④修景緑化方法 立山黒部アルペンルート地区許可、届出等取扱方針(P.6)と同じとする。</p> <p>⑤その他 以下の要件に適合しないものは認めない。 残土処理については立山黒部アルペンルート地区許可、届出等取扱方針(P.6)と同じとする。</p> <p>⑥行政指導の指針 立山黒部アルペンルート地区許可、届出等取扱方針(P.6)による他、下記事項について指導する。 自動販売機を設置する場合には、建物の壁面に密着して設置し、本体を専用の木製枠で囲ったり本体に着色を施すなどして、建物の色彩と調和を図ること。</p>
(2) 車道の新築、改築及	全域	<p>①基本方針 1、(1)建築物①基本方針イ(P.23)による他、下記</p>

び増築		<p>方針による。</p> <p>ア 車道の線形は、安全性に配慮した上で地形の改変が必要最小限のものとし、法面や構造物（トンネルを除く。）が極力発生しないように配慮する。</p> <p>イ 野生動物の生息環境の保全についても配慮する。</p> <p>-----</p> <p>②付帯施設 立山黒部アルペンルート地区許可、届出等取扱方針(P.6)と同じとする。</p> <p>-----</p> <p>③その他 以下の要件に適合しないものは認めない。 残土処理については立山黒部アルペンルート地区許可、届出等取扱方針(P.6)と同じとする。</p> <p>-----</p> <p>④行政指導の指針 申請者には以下の事項について指導する。 法面や側溝等の付帯施設の設計は、極力野生動物の活動を妨げないよう配慮されたものであること。</p>
(3)その他の工作物		
ア 橋梁	全域	<p>①基本方針 1、(1)建築物①基本方針イ(P.23)と同じとする。</p> <p>-----</p> <p>②色彩 茶色系または、灰色系とする。</p>
イ 送電鉄塔	全域	立山黒部アルペンルート地区許可、届出等取扱方針(P.8)と同じとする。
ウ 自動販売機	全域	<p>①基本方針 周辺の風致景観の支障の程度について配慮する。</p> <p>-----</p> <p>②行政指導の指針 申請者には以下の事項について指導する。 ア 自動販売機は建物の壁面に密着して設置すること。 イ 自動販売機本体を専用の木製枠で囲ったり本体に着色を施すなどして、建物の色彩と調和を図ること。</p>
2 広告物等		立山黒部アルペンルート地区許可、届出等取扱方針(P.9)と同じとする。

3 土地の形状変更	全域	行政指導の指針 ダム湖及び発電用施設（取水口、排水口等）周辺の堆砂の移動は、風致景観及び生態系に与える影響のないよう指導する。
4 学術研究共通	全域	立山黒部アルペンルート地区許可、届出等取扱方針(P.9)と同じとする。

(2)公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成13年1月5日付け環自国第17号自然保護局長通知)によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

①公園事業施設の基本的趣旨及び制約

アルペンルート地区公園事業取扱方針(P.10)と同じとする。

②施設の位置等

アルペンルート地区公園事業取扱方針(P.10)と同じとする。

③公園事業施設共通取扱方針

公園事業種	地区名	取扱方針
1 全事業種に関する建築物	全地域	<p>①基本方針 立山黒部アルペンルート地区公園事業取扱方針(P.10)と同じとする。</p> <p>②デザイン、色彩、材料 立山黒部アルペンルート地区公園事業取扱方針(P.10)と同じとする。</p> <p>③付帯施設 立山黒部アルペンルート地区公園事業取扱方針(P.11)と同じとする。</p> <p>④修景緑化方法 立山黒部アルペンルート地区公園事業取扱方針(P.11)と同じとする。</p> <p>⑤その他 以下の要件に適合しないものは認めない。 残土処理については、立山黒部アルペンルート地区公園事業取扱方針(P.11)と同じとする。</p> <p>⑥行政指導の指針 申請者には以下の事項について指導する。 ア 建物外部における夜間照明は、防犯上必要最小限の範囲で実施すること。 イ 建築物外部には、可能な限り自然材料（木材、石材、茅、桧皮等）を用いること。 ウ 宿舎、野営場、休憩所、公衆便所などの利用施設から排出される、し尿、雑排水、生ゴミなどの廃棄物については、周辺の自然環境へ悪影響を与えないよう、施設管理者が適切に処理すること。 エ 自動販売機を設置する場合には、建物の壁面に密着して設置し、本体を専用の木製枠で囲ったり本体</p>

		に着色を施すなどして、建物の色彩と調和を図ること。
2 車道	全地域	立山黒部アルペンルート地区公園事業取扱方針(P.12)と同じとする。
3 歩道	全地域	立山黒部アルペンルート地区公園事業取扱方針(P.13)と同じとする。
4 広告物等	全地域	立山黒部アルペンルート地区公園事業取扱方針(P.14)と同じとする。

④公園事業別取扱方針

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
園 地	樺 平	①基本方針 樺平周辺の散策利用拠点として快適で安全な利用のために、施設の充実が図られるよう配慮する。 ----- ②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
	鐘釣温泉	①基本方針 黒部峡谷及び鐘釣温泉周辺の自然探勝の基地として、施設の充実が図られるよう配慮する。 ----- ②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
宿 舎	黒 薙 鐘釣温泉 祖母谷 樺 平	①基本方針 峡谷探勝、また登山の基地として既存施設の充実整備が図られるよう配慮する。 ----- ②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
野営場	祖母谷	①基本方針 白馬岳、唐松岳方面への登山基地及び自然探勝の基地として、施設の充実整備が図られるよう配慮する。 ----- ②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
博物展示施設	樺 平	①基本方針 自然解説活動の拠点として施設の充実が図られるよう配慮する。

		②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
歩 道	樺平白馬岳線 (樺平～祖母谷)	①基本方針 立山黒部アルペンルート地区公園事業別取扱方針、歩道・全地区共通・①共通基本方針(P.18)による。 ----- ②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
鉄道運送施設	黒部峡谷線	①基本方針 黒部峡谷地区の利用の主要手段として、既存施設の充実が図られるよう配慮する。 ----- ②施設 公園事業施設共通取扱方針による他、下記の要件に適合しないものは認めない。 ア 橋梁の色彩は現行色の青色又はこげ茶色とすること。 イ スノーシェッド(ロックシェッド)の支柱の色彩はこげ茶色とする。

4. 地域の開発、整備に関する事項

(1)事業説明会

中部地区自然保護事務所又は富山県国立公園主幹部局は、一般公共事業の事業者に対し、効果的かつ円滑な事業が実施できるよう、必要に応じ事前に公園利用者と接する機会の多い地元関係者に対する当該事業の説明会等の開催を求めるものとする。

(2)公園事業施設

公園事業施設の整備に当たっては、3.(2)公園事業取扱方針によるものとする。

5. 利用者の指導に関する事項

(1)自然解説に関する事項

(ア) 樺平ビジターセンターを中心にナチュラリスト制度等のボランティア活動のさらなる充実を支援する。

(イ) セルフガイドシステムによる利用を推進するため、パンフレット、地図、解説板等の充実を図る。

(2)利用者の誘導、規制

樺平～祖母谷間の資材運搬路については、歩行者が共用する状況となっているので、黒部峡谷樺平周辺安全対策協議会の実施する安全対策等の実施について配慮する。

6. 地域の美化修景に関する事項

(1)美化清掃計画

(ア) 施設周辺等日常的に収集管理される場所以外でのごみ籠の設置は行わない。

(イ) 利用者に対し“ごみ持ち帰り”の指導を積極的に行う。

(ウ) 立山黒部環境保全協会黒部支部の清掃活動を今後とも充実させる。

(2)修景緑化計画

道路法面、崩壊地等の各種緑化には(森林施業除く。)、可能な限り周囲の自然植生

を構成する植物と同種の植物を用いるものとし、施行に際しては、以下の方針に留意して実施することとする。

- (ア) 行為の支障となる植物は、可能な限り移植、復元を行う。
- (イ) 既存表土は、可能な限り外に捨てずに仮置きし、植生工事に使用する。
- (ウ) 景観上重要な樹木、貴重な植物群落は、可能な限りそのまま保存する。

第5 山岳登山地区

1. 各地区の取扱い

一 下ノ廊下、朝日岳、毛勝山周辺地区

(1) 概要

範囲	富山県下新川郡宇奈月町、朝日町、中新川郡上市町、魚津市	
面積	約34,052ha（図上測定）	
土地所有	国有地 私有地	
保護計画	特別保護地区 第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域 普通地域	
利用計画	<p>1. 単独施設</p> <p>(宿 舎) 冷池、新越乗越、唐松岳、五竜岳、阿曾原八峰キレット、朝日平</p> <p>(避難小屋) 不帰岳、雪倉岳鞍部、餓鬼山</p> <p>(野営場) 冷池、唐松岳、五竜岳、阿曾原、朝日平、種池中俣長梅山線（富山県内）、蓮華温泉朝日岳線（富山県内）、後立山連峰縦走線（富山県内）黒薙温泉線、樺平白馬岳線（祖母谷～白馬岳）祖母谷唐松岳線、樺平黒部湖線、阿曾原剣沢線（阿曾原～仙人湯）、イブリ山朝日岳線</p>	
自然の概要	標高	約700m～2,800m
	地形、地質	後立山連峰と毛勝連山にはさまれた地域で花崗岩を主体とした山体を黒部川が深く侵食し“下ノ廊下”と呼ばれる急峻なV字谷が形成されている。
	動植物	<p>(動物) ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンザル等の大型哺乳類をはじめ多くの動物が生息している。</p> <p>(植物) 全体に自然度の高い地域で、ブナ帯を主とする山地植生が見られ、上部にオオシラビソ林等の亜高山植生がみられるほか稜線部にコケモモ・ハイマツ群落等の高山植生がある。</p>
利用の概要	利用期間	登山利用が通年にわたり行なわれている。
	利用施設	<p>宿泊施設 公園事業宿舎8軒（1052人収容）</p> <p>野営施設 1ヶ所（50人収容）</p>

(2) 管理の基本的方針

① 保護に関する方針

本計画区は、後立山連峰の朝日岳から赤沢岳に至る区域、立山連峰北部の毛勝山周辺の区域及びその間の黒部峡谷周辺の区域である。地形地質的には、後立山連峰の非対称性山稜や黒部ダム下流から仙人谷・東谷付近までの通称「下の廊下」などが特徴的な景観要素であり、植生的には、黒部峡谷の針葉樹のツガ、クロベ、コメツガなどの岩石急傾斜面植物群落の発達や緩斜面のブナ群落などの針葉樹と広葉樹の混交林や冬の季節風の影響を強く受ける朝日岳、雪倉岳周辺の高山植生帯が特徴的で、全域にわたり極めて自然度の高い地域ある。また、このような自然性の高い環境に、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ライチョウをはじめとする多くの野生動物が生息している。本計画区の管理に当たっては、これら優れた山岳景観、渓谷景観及び自然環境の保全を基本とする。

② 利用に関する方針

本計画区の利用は、主に後立山連峰を中心とした高山帯の登山利用と高山植物の探勝であることから、安全な登山利用の推進を図るとともに、登山利用者に対しゴミの持ち帰りや高山植物の保護などの自然保護思想の普及と安全登山の啓発を図る。下の廊下（樺平黒部湖線）は一般的な登山ルートではなく、豊富な登山経験と登山技術、体力を備えた専門登山者の利用ルートであるが、安全性に配慮しながら毎年度早期開通を目指すよう関係者を指導する。

(3) 風致景観の管理に関する事項

① 許可、届出等取扱方針

ア. 特別地域及び特別保護地区

特別地域及び特別保護地区内における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等取扱要領」（平成13年5月28日付け環自国第213号）第5に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成12年8月7日付け環自国第448-3号）において定める基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

行為の種類	地 域	取 扱 方 針
1 工作物の新築、改築又は増築		
(1) 建築物	全域	立山黒部アルペンルート地区許可、届出等取扱方針(P.5)と同じとする。
(2) 車道	全域	立山黒部アルペンルート地区許可、届出等取扱方針(P.6)と同じとする。
(3) その他の工作物		
ア電柱・アンテナ用鉄塔等	全域	①基本方針 立山黒部アルペンルート地区許可、届出等取扱方針(P.7)と同じとする。

		②規模等 以下の要件に適合しないものは認めない。 高さ、本数とも必要最小限とし、極力地下埋設とすること。
		③行政指導の指針 申請者には以下の事項について指導する。 アンテナ用鉄塔、電柱等共架可能なものについては、極力共架とすること。
イ送電鉄塔	全域	立山黒部アルペンルート地区許可、届出等取扱方針(P.8)と同じとする。
ウ自動販売機	全域	基本方針 風致景観の保護を図るため、屋外への設置は認めない。
2 広告物等	全域	立山黒部アルペンルート地区許可、届出等取扱方針(P.9)と同じとする。
3 土地の形状変更	全域	黒部峡谷鉄道沿線地区許可、届出等取扱方針(P.25)と同じとする。
4 学術研究共通	全域	立山黒部アルペンルート地区許可、届出等取扱方針(P.9)と同じとする。

イ. 普通地域

普通地域の要届出行為については、アの特別地域内等の行為の取扱方針（規模に関するものを除く。）を参考として風景の保護上適切な配慮がなされるよう指導する。

②公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」（平成13年1月5日付け環自国第17号自然保護局長通知）によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

ア. 公園事業施設の基本的趣旨及び制約

立山黒部アルペンルート地区公園事業取扱方針(P.10)と同じとする。

イ. 施設の位置等

立山黒部アルペンルート地区公園事業取扱方針(P.10)と同じとする。

ウ. 公園事業施設共通取扱方針

公園事業種	地区名	取扱方針
1 全事業種に関する建築物	全地区	①基本方針 立山黒部アルペンルート地区公園事業取扱方針(P.10)と同じとする。 ②デザイン、色彩、材料 立山黒部アルペンルート地区公園事業取扱方針(P.10)と同じとする。 ③付帯施設 立山黒部アルペンルート地区公園事業取扱方針(P.11)と同じとする。 ④修景緑化方法

		立山黒部アルペンルート地区公園事業取扱方針(P.11)と同じとする。 ⑤その他 以下の要件に適合しないものは認めない。 ア 残土処理については、立山黒部アルペンルート地区公園事業取扱方針(P.11)と同じとする。 イ 自動販売機は、風致景観の保護を図るため、屋外への設置を認めないものとする。 ⑥行政指導の指針 申請者には以下の事項について指導する。 ア 建物外部における夜間照明は、防犯上必要最小限の範囲で実施すること。 イ 建築物外部には、可能な限り自然材料（木材、石材、茅、桧皮等を用いること。） ウ 宿舎、野営場、休憩所、公衆便所などの利用施設から排出される、し尿、雑排水、生ゴミなどの廃棄物については、周辺の自然環境へ悪影響を与えないよう、施設管理者が適切に処理すること。
2 車道	全地区	立山黒部アルペンルート地区公園事業取扱方針(P.12)と同じとする。
3 歩道	全地区	立山黒部アルペンルート地区公園事業取扱方針(P.13)と同じとする。
4 広告物等	全地区	立山黒部アルペンルート地区公園事業取扱方針(P.14)と同じとする。

エ. 公園事業別取扱方針

事業の種類	地区	取扱方針
宿 舎	冷池 新越乗越 唐松岳 五竜岳 八峰キレット	①基本方針 登山拠点として既存施設の充実を図られるよう配慮する。 ②施設 別紙2「中部山岳国立公園後立山地区宿舎事業（山小屋）取扱要領」（P.53）による。
	阿曾原 朝日平	別紙1「中部山岳国立公園立山地区宿舎事業（山小屋）取扱要領」（P.49）による。
避難小屋	不帰岳 雪倉岳鞍部	①基本方針 施設の維持管理を適切に行うとともに既存施設の充

	餓鬼山	実が図られるよう配慮する。 ②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
野営場	冷池 唐松岳 五竜岳 朝日平 阿曾原 種池	①基本方針 周辺環境の保全に配慮して施設の充実が図られるよう配慮する。 ②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
歩道	中俣長楯山線 (富山県内) 連峰温泉朝日岳線 (富山県内) 後立山連峰縦走線 (富山県内) 黒薙温泉線 樺平白馬岳線 (祖母谷～白馬岳) 祖母谷唐松岳線 樺平黒部湖線 阿曾原剣沢線 (阿曾原～仙人湯) イブリ山朝日岳線	①基本方針 立山黒部アルペンルート地区公園事業別取扱方針、歩道・全地区共通・①共通基本方針(P.18)による。 ②施設 公園事業施設共通取扱方針による。

二 立山、剣岳、大日岳、五色ヶ原周辺地区

(1)概要

範囲	富山県中新川郡立山町、上市町
面積	約20,292ha(図上測定)
土地所有	国有地 公有地 私有地
保護計画	特別保護地区 第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域 普通地域
利用計画	1. 単独施設 (園地) 立山温泉、雄山、一ノ越 (宿舎) 立山温泉、五色ヶ原、平、船窪岳、馬場島、早月尾根、大日岳、池ノ平、仙人池、剣沢、別山乗越、真砂岳、大日平、一ノ越、針ノ木峠、仙人湯 (避難小屋) 平蔵鞍部 (休憩所) 大汝

	(野営場) 立山温泉、五色ヶ原、馬場島、早月尾根、池ノ平、真砂沢出合、剣沢、大日平、針ノ木峠、仙人池 (駐車場) 立山温泉 2. 車道 折立峠立山温泉線 3. 歩道 針ノ木谷線、馬場島剣岳線、内蔵助平線 大日岳縦走線、立山登山線(室堂集団施設地区を除く)、立山槍ヶ岳縦走線(一ノ越歩道分岐点～越中沢岳)、室堂浄土山線、一ノ越黒部湖線、黒部湖五色ヶ原線、弥陀ヶ原立山温泉ザラ峠線、阿曾原剣沢線(仙人湯～剣沢・歩道合流点)	
自然の概要	標高	約600m～3,000m
	地形、地質	片麻岩を主体とする急峻な剣岳、五色ヶ原の溶岩台地や、立山火山地形など変化にとんでいる。カール地形もみられ、内蔵助カールからは、化石氷体が発見されている。
	動植物	(動物) ニホンカモシカ、ツキノワグマ等の大型哺乳類をはじめ多くの動物が生息しているほか、ライチョウ、ホシガラス等の高山性の鳥類や、ミヤマモンキチョウ等の高山蝶が特筆される。 (植物) 全体に自然度の非常に高い地域で、なかでも五色ヶ原の高山植物群落、大日平の湿原植物、黒部湖周辺のブナ原生林などが特筆される。
利用の概要	利用期間	登山利用が通年にわたり行なわれている。
	利用施設	宿泊施設 公園事業宿舎14軒(1053人収容) 野営施設 4ヶ所

(2) 管理の基本的方針

①保護に関する方針

本計画区は、立山連峰及び剣岳、大日山地の高山、弥陀ヶ原や五色ヶ原などの高原台地の他、立山カルデラを含む地域である。地形地質的には、剣岳や立山をはじめとする山岳景観と内蔵助カール等の氷河地形、火山活動の起因する室堂平や弥陀ヶ原等の溶岩台地や地獄谷の噴気現象、立山カルデラなどが複雑に絡み合い特徴的な景観を形成しており、植生的には、広大な高原台地及び高山帯に広がる高山植物群落や高層湿原、山腹部に広がる亜高山性の針葉樹林やブナ林、タテヤマなどの森林が特徴的であり、全域にわたり極めて自然度の高い地域である。また、このような自然性の高い環境には、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンザル、オコジョなどの哺乳類の他、ライチョウ、イヌワシ、ホシガラスなど貴重種を含む鳥類も多く生息しており、ミヤマモンキチョウ、クモマツマキチョウなどをはじめとする昆虫類も特徴的である。本計画区の管理に当たっては、これら優れた山岳景観、自然度の高い植生及び希少野生動物の保全・保護を基本とし、特に五色ヶ原や大日平等のお花畑や湿原には木道の整備を進める等、登山道周辺の植生保護を進めることとする。

②利用に関する方針

本計画区の利用は、立山黒部アルペンルートを利用してアクセスが容易であることから、立山地域でも最も登山利用が多い地区であり、登山形態も専門登山から立山登拝、ハイキングなど多様であり、利用者も幅広い層の利用がある。これらの利用に対して、

安全な登山利用のために登山道等の基盤施設の整備を進め、登山利用の推進を図るとともに、登山利用者に対しゴミの持ち帰りや高山植物の保護などの自然保護思想の普及と安全登山の啓発を図る。

(3) 風致景観の管理に関する事項

① 許可、届出等取扱方針

ア. 特別地域及び特別保護地区

特別地域及び特別保護地区内における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等取扱要領」（平成13年5月28日付け環自国第213号）第5に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成12年8月7日付け環自国第448-3号）において定める基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

行為の種類	地域	取扱方針
1 工作物の新築、改築又は増築 (1) 建築物	全域	立山黒部アルペンルート地区許可、届出等取扱方針(P.5)と同じとする。
(2) 車道	全域	立山黒部アルペンルート地区許可、届出等取扱方針(P.6)と同じとする。
(3) その他の工作物 ア 電柱・アンテナ用鉄塔	全域	一 下ノ廊下、朝日岳、毛勝山周辺地区許可、届出等取扱方針(P.29)と同じとする。
イ 送電鉄塔	全域	立山黒部アルペンルート地区許可、届出等取扱方針(P.8)と同じとする。
ウ 自動販売機	全域	一 下ノ廊下、朝日岳、毛勝山周辺地区許可、届出等取扱方針(P.30)と同じとする。
2 広告物等	全域	立山黒部アルペンルート地区許可、届出等取扱方針(P.9)と同じとする。
3 学術研究 共通	全域	立山黒部アルペンルート地区許可、届出等取扱方針(P.9)と同じとする。

イ. 普通地域

山岳登山地区 一、下ノ廊下、朝日岳、毛勝山周辺地区(P.30)同じとする。

② 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」（平成13年1月5日付け環自国第17号自然保護局長通知）によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

ア. 公園事業施設の基本的趣旨及び制約

立山黒部アルペンルート地区公園事業取扱方針(P.10)と同じとする。

イ. 施設の位置等

立山黒部アルペンルート地区公園事業取扱方針(P.10)と同じとする。

ウ. 公園事業施設共通取扱方針

公園事業種	地区名	取扱方針
1 全事業種に関する建築物	全地区	一 下ノ廊下、朝日岳、毛勝山周辺地区公園事業取扱方針(P.31)と同じとする。
2 車道	全地区	立山黒部アルペンルート地区公園事業取扱方針(P.10)と同じとする。
3 歩道	全地区	立山黒部アルペンルート地区公園事業取扱方針(P.12)と同じとする。
4 広告物等	全地区	立山黒部アルペンルート地区公園事業取扱方針(P.14)と同じとする。

エ. 公園事業別取扱方針

事業の種類	地区	取扱方針
園地	立山温泉	① 基本方針 カルデラ観察会等管理された団体や、豊富な登山経験や登山技術、体力を備えた者による専門登山等、利用形態が限られた地区であることから、利用の現状に合わせた整備に留めるよう配慮する。 ② 施設 公園事業施設共通取扱方針による。
	雄山	① 基本方針 立山登山者の休憩地として整備が図られるよう配慮する。 ② 施設 公園事業施設共通取扱方針による。
	一ノ越	① 基本方針 立山登山の中継地として、ベンチ、便所、解説板の充実が図られるよう配慮する。 ② 施設 公園事業施設共通取扱方針による。
宿舎	立山温泉	① 基本方針 防災事業の状況や到達路の状況を勘案し、各方面の

		意見をもとに整備の方針を検討していく。
		②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
	馬場島	①基本方針 劔岳の登山基地として、また一般利用者の自然探勝、自然観察の拠点として、整備が図られるよう配慮する。
		②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
		①基本方針 山岳登山の利用拠点あるいは中継拠点として既存施設の充実が図られるよう配慮する。
	五色ヶ原、平、早月尾根大日岳、池ノ平、仙人池、剣沢、別山乗越、真砂岳、大日平、一ノ越、仙人湯	②施設 別紙1「中部山岳国立公園立山地区宿舎事業(山小屋)取扱要領」(P.49)による。
	船窪岳 針ノ木峠	別紙2「中部山岳国立公園後立山地区宿舎事業(山小屋)取扱要領」(P.53)による。
避難小屋	平蔵鞍部	①基本方針 狭小な岩稜部であることから、景観の保全及び環境の保全について配慮する。
		②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
休憩所	大 汝	①基本方針 立山縦走者の休憩施設として既存施設の充実が図られるよう配慮する。
		②施設 公園事業施設共通取扱方針による他、下記により取り扱う。 ア 規模は、現状程度とすること。
野営場	立山温泉	①基本方針 立山温泉宿舎に同じ。
		②施設

		公園事業施設共通取扱方針による。
	馬場島	①基本方針 劔岳の登山基地として、また一般利用者の自然探勝、自然観察の場として施設の充実が図られるよう配慮する。
		②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
	池ノ平	①基本方針 平の池の水質の保全に配慮する。
		②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
	五色ヶ原 早月尾根 真砂沢出合 剣沢 大日平 針ノ木峠 仙人池	①基本方針 周辺の環境保全に留意して施設の充実、整備が図られるよう配慮する。
		②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
駐車場	立山温泉	①基本方針 立山温泉宿舎に同じ。
		②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
道路(車道)	折立峠立山温泉線(有峰トンネル分岐～立山温泉)	①基本方針 立山温泉への 到達車道として安全性に十分配慮した整備方針を検討 する。
		②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
道路(歩道)	馬場島劔岳線	①基本方針 立山黒部アルペンルート地区公園事業別取扱方針、歩道・全地区共通・①共通基本方針(P.18)による他、下記の方針による。 ア 馬場島～松尾平間は、自然探勝のための施設等の充実が図られるよう配慮する。
		②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
	立山登山線 (室堂集団施)	①基本方針 立山黒部アルペンルート地区公園事業別取扱方針、

設地区を除く)	歩道・全地区共通・①共通基本方針(P.18)による。 ②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
室堂浄土山線	①基本方針 立山黒部アルペンルート地区公園事業別取扱方針、歩道・全地区共通・①共通基本方針(P.18)による他下記の方針による。 室堂平へ土砂が流出しないよう配慮しつつ、整備が図られるよう配慮する。 ②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
弥陀ヶ原立山温泉ザラ峠線	①基本方針 立山黒部アルペンルート地区公園事業別取扱方針、歩道・全地区共通・①共通基本方針(P.18)による他、下記の方針による。 ア 弥陀ヶ原～松尾峠間は、カルデラの展望・池塘などの観察をするため、弥陀ヶ原園地と一体化した整備が図られるよう配慮する。 イ 松尾峠～ザラ峠間は現在通行不能の状態にあるため、特に立入り規制等について配慮する。 ②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
一ノ越黒部湖線	①基本方針 立山黒部アルペンルート地区公園事業別取扱方針、歩道・全地区共通・①共通基本方針(P.18)による他、下記の方針による。 ア アルペンルートを利用した、徒歩による利用推進のために施設の整備充実が図られるよう配慮する。 イ 雷殿へのルートについては、現在崩壊が進んでおり通行不可能な状況にあるため、特に安全性について配慮する。 ②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
針ノ木谷線、内蔵助平線、大日岳縦走線、立山槍ヶ岳縦走線(一ノ越～越中沢岳) 黒部湖五色ヶ原線 阿曾原剣沢線、	①基本方針 立山黒部アルペンルート地区公園事業別取扱方針、歩道・全地区共通・①共通基本方針(P.18)による。 ②施設 公園事業施設共通取扱方針による。

(仙人湯～剣沢・歩道合流点)

、薬師岳、雲ノ平周辺地区
1) 概要

範囲	富山県上新川郡大山町	
面積	約18,248ha(図上測定)	
土地所有	国有地 私有地	
保護計画	特別保護地区 第1種特別地域 第2種特別地域	
利用計画	1. 単独施設 (園地) 折立峠 (宿舎) 東沢出合、スゴ乗越、烏帽子岳、太郎平、高天ヶ原薬師沢、水晶岳、雲ノ平、三俣蓮華岳、黒部五郎岳 (休憩所) 薬師岳肩 (野営場) 東沢出合、スゴ乗越、折立峠、薬師峠、雲ノ平、三俣蓮華岳、黒部五郎岳 2. 車道 折立峠立山温泉線(折立峠～有峰トンネル分岐) 3. 歩道 平ノ渡水晶岳線(平ノ渡場～東沢出合)、折立太郎山線、太郎山三俣蓮華岳線、薬師沢高天ヶ原線、立山槍ヶ岳縦走線(越中沢岳～双六岳・県境)	
自然の概要	標高	約1,100m～3,000m
	地形、地質	薬師岳、三俣蓮華岳、黒部五郎岳など3,000m近い山々と溶岩台地である雲ノ平に囲まれた黒部川源流地帯である。太郎平～薬師岳にかけては、準平原が広がっており、周氷河地形である構造土が発達している。一部に二重稜線も見られる。薬師岳、黒部五郎岳のカール地形も特筆されるが、薬師カールの中には、構造土の一種である多稜土が見られる。
	動植物	(動物) ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型哺乳類をはじめ多くの動物や、ライチョウ、ホシガラス等の高山性の鳥類が生息している。高天ヶ原等に生息するミヤマモンキチョウ、稜線部に生息するタカネヒカゲ等の高山蝶が特筆される。また、イワナの生息地としては、日本で最高地とされている。 (植物) 全体に自然度の非常に高い地域で、なかでも雲ノ平の高山植物群落、高天ヶ原の湿原植物群落などが特筆される。
利用の利	利用期間	登山利用が通年にわたり行われている。
	利用施設	宿泊施設 公園事業宿舎10軒(510人収容) 野営施設 2ヶ所

概要		
----	--	--

(2) 管理の基本的方針

①保護に関する方針

本計画区は、薬師岳、黒部五郎岳、三俣蓮華岳、鷲羽岳などに囲まれた黒部川源流部である。地形地質的には、これら高山帯と雲の平の溶岩台地、太郎平から薬師岳への準平原と周氷河地形である構造土の発達や一部に見られる二重稜線などが特徴的な景観要素となっている。植生的には、高山帯及び雲の平や高天原に広がる高山植物群落や湿性植物群落、山腹部に広がる亜高山性の針葉樹林やブナ林などの森林が特徴的であり、全域ににわたり極めて自然度の高い地域である。また、このような自然性の高い環境には、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンザル、オコジョなどの哺乳類の他、ライチョウ、ホシガラスなど貴重種を含む鳥類も多く生息しており、ミヤマモンキチョウ、タカネヒカゲなどをはじめとする昆虫類も特徴的である。本計画区の管理にあたっては、これら優れた山岳景観、自然度の高い植生及び希少野生動物の保全・保護を基本とし、登山者の植生帯への踏みだしや洗掘による植生の損傷を防ぐため、木道の整備を進める等、登山道周辺の植生保護を進めることとする。なお、高天原の湿原については、その保全対策について検討していく。

②利用に関する方針

本計画区の利用は、高山帯の登山利用と高山植物の探勝であることから、安全な登山利用のために登山道等の基盤整備を進め、登山利用の推進を図るとともに、登山利用者に対しゴミの持ち帰りや高山植物の保護などの自然保護思想の普及と安全登山の啓発を図る。

(3) 風致景観の管理に関する事項

①許可、届出等取扱方針

特別地域及び特別保護地区

特別地域及び特別保護地区内における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等取扱要領」（平成13年5月28日付け環自国第213号）第5に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成12年8月7日付け環自国第448-3号）において定める基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

行為の種類	地域	取扱方針
1 工作物の新築、改築又は増築 (1)建築物	全域	立山黒部アルペンルート地区許可、届出等取扱方針(P.5)と同じとする。
(2)車道	全域	立山黒部アルペンルート地区許可、届出等取扱方針(P.6)と同じとする。
(3)その他の工作物 ア 電柱・ア	全域	一 下ノ廊下、朝日岳、毛勝山周辺地区許可、届出等

ンテナ用鉄塔		取扱方針(P.29)と同じとする。
イ 送電鉄塔	全域	立山黒部アルペンルート地区許可、届出等取扱方針(P.8)と同じとする。
ウ 自動販売機	全域	一 下ノ廊下、朝日岳、毛勝山周辺地区許可、届出等取扱方針(P.30)と同じとする。
2 広告物等	全域	立山黒部アルペンルート地区許可、届出等取扱方針(P.9)と同じとする。
3 学術研究 共通	全域	立山黒部アルペンルート地区許可、届出等取扱方針(P.9)と同じとする。

②公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」（平成13年1月5日付け環自国第17号自然保護局長通知）によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

ア. 公園事業施設の基本的趣旨及び制約

立山黒部アルペンルート地区公園事業取扱方針(P.10)と同じとする。

イ. 施設の位置等

立山黒部アルペンルート地区公園事業取扱方針(P.10)と同じとする。

ウ. 公園事業施設共通取扱方針

公園事業種	地区名	取扱方針
1 全事業種に関する建築物	全地区	一 下ノ廊下、朝日岳、毛勝山周辺地区公園事業取扱方針(P.31)と同じとする。
2 車道	全地区	立山黒部アルペンルート地区公園事業取扱方針(P.12)と同じとする。
3 歩道	全地区	立山黒部アルペンルート地区公園事業取扱方針(P.13)と同じとする。
4 広告物等	全地区	立山黒部アルペンルート地区公園事業取扱方針(P.14)と同じとする。

エ. 公園事業別取扱方針

事業の種類	地区	取扱方針
園地	折立峠	①基本方針 薬師岳、雲ノ平方面への登山の基地として、また、一般利用者が自然に親しめるよう施設の充実が図られるよう配慮する。

		②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
宿 舎		①基本方針 山岳登山の利用拠点あるいは中継拠点として既存施設の充実、整備が図られるよう配慮する。
	東沢出合、スゴ乗越、烏帽子岳、太郎平、高天ヶ原薬師沢、雲ノ平	②施設 別紙1「中部山岳国立公園立山地区宿舎事業(山小屋)取扱要領」(P.49)による。
	水晶岳	別紙2「中部山岳国立公園後立山地区宿舎事業(山小屋)取扱要領」(P.53)による。
	三俣蓮華岳 黒部五郎岳	別紙3「中部山岳国立公園北アルプス南部地区宿舎事業(山小屋)取扱要領」(P.57)による。
休憩所	薬師岳肩	①基本方針 薬師岳方面縦走者の中継休息地として、既存施設の充実が図られるよう配慮する。
		②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
野営場	東沢出合 スゴ乗越 折立峠 薬師峠 雲ノ平 三俣蓮華岳 黒部五郎岳	①基本方針 周辺の環境保全に配慮しつつ施設の充実が図られるよう配慮する。また、ごみの適切な処理が徹底されるよう配慮する。
		②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
道路(車道)	折立峠立山温泉線(折立峠～有峰トンネル)	①基本方針 立山温泉宿舎等の取扱方針を勘案し、立山温泉への到達車道として安全性に十分配慮した整備方針を検討する。
		②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
道路(歩道)	平ノ渡水晶岳線 薬師沢高天ヶ原線	①基本方針 立山黒部アルペンルート地区公園事業別取扱方針、歩道・全地区共通・①共通基本方針(P.18)による。
		②施設 公園事業施設共通取扱方針による。

折立太郎山線	①基本方針 立山黒部アルペンルート地区公園事業別取扱方針、歩道・全地区共通・①共通基本方針(P.18)による他、下記取扱方針による。 ア 歩道の浸食が激しいので、これを防止し、歩きやすくするとともに、周辺植生帯の保全が図られるよう再整備の実施について配慮する。
	②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
太郎山三俣蓮華岳線	①基本方針 立山黒部アルペンルート地区公園事業別取扱方針、歩道・全地区共通・①共通基本方針(P.18)による他、下記取扱方針による。 雲ノ平周辺の木道について、適正な更新が図られるよう配慮する。
	②施設 公園事業施設共通取扱方針による。
立山槍ヶ岳縦走線(越中沢岳～双六岳・県境)	①基本方針 立山黒部アルペンルート地区公園事業別取扱方針、歩道・全地区共通・①共通基本方針(P.18)による他、下記取扱方針による。 ア 特に、太郎平～北ノ俣岳間の歩道浸食箇所の再整備、及び黒部五郎カール周辺のお花畑保護のため踏み荒し防止の方策の検討が図られるよう配慮する。
	②施設 公園事業施設共通取扱方針による。

2. 地域の開発、整備に関する事項(第5の各地区共通)

(1)事業説明会

中部地区自然保護事務所又は富山県国立公園主幹部局は、一般公共事業の事業者に対し、効果的かつ円滑な事業が実施できるよう、必要に応じ事前に公園利用者と接する機会の多い地元関係者に対する当該事業の説明会等の開催を求めるものとする。

(2)公園事業施設

公園事業施設の整備に当たっては、1. 一(3)②、二(3)②、三(3)②の各公園事業取扱方針によるものとする。

3. 利用者の指導に関する事項(第5の各地区共通)

(1)自然解説に関する事項

(ア)セルフガイドシステムのための、パンフレット、地図等の充実を図り、各山小屋に配布できるよう検討する。

(イ)山岳ガイドに対し、自然保護思想の普及啓発を要請し、また、ガイドの養成を検討する。

(2)利用者の誘導、規制

- (ア) 野営指定地以外で野営しないよう指導する。
- (イ) 高山植物の踏み荒し、盗採、高山蝶の密猟の防止のため、関係機関によるパトロールを行うとともに、自然保護思想の啓発を図る。また、自然公園指導員の活動を充実させる。

(3) 利用者の安全対策

山小屋等公園事業執行者に対し、周辺の登山道の状況を適切に把握し、登山者に情報提供できるよう指導していく。

4. 地域の美化修景に関する事項（第5の各地区共通）

(1) 美化清掃計画

- (ア) 宿舎周辺等日常的に収集管理される場所以外では、ごみ籠の設置を行わない。
- (イ) 登山者に対し“ごみ持ち帰り運動”の指導を積極的に行う。特に鶏卵の殻はライチョウに伝染病を媒介する恐れがあることをPRし、持ち帰りを強く呼びかける。
- (ウ) 立山黒部環境保全協会各支部の活動を今後とも充実させるとともに、公園事業執行者に対し、各施設周辺の美化清掃活動を積極的に行うよう指導する。

(2) 修景緑化計画

- (ア) 踏み荒らしや浸食による裸地化についての情報を収集するとともに、関係機関とともに、必要箇所について植生復元の対応策を検討する。
- (イ) 道路法面、崩壊地等の各種緑化には（森林施業を除く。）、可能な限り周囲の自然植生を構成する植物と同種の植物を用いるものとし、施行に際しては、以下の方針に留意して実施することとする。
 - (a) 行為の支障となる植物は、可能な限り移植、復元を行う。
 - (b) 既存表土は、可能な限り外に捨てずに仮置きし、植生工事に使用する。
 - (c) 景観上重要な樹木、貴重な植物群落は、可能な限りそのまま保存する。

第6 その他各地区共通事項

1. ヘリコプター等の利用について

昭和59年3月26日付け環自保第109号による環境庁自然保護局長の通知の趣旨に鑑み、次のとおり指導するものとする。

- (1) ヘリコプターの離発着は、山小屋の荷上げ、ごみ運搬、遭難救助、学術研究等でヘリコプター使用の必要性が十分認められるもの以外は実施しない。
- (2) ヘリコプター、小型飛行機等による公園内の離発着を伴わない上空遊覧飛行については、地上の利用者に不快の念を与え、ライチョウが天敵と間違え繁殖に悪影響を与える恐れが強いうえ、他の動物においても同様の悪影響も考えられ、騒音、視覚的、安全他の面からも、当地区においては公園の利用形態として不相当であり、行わない。

2. ペット類の持ち込みについて

ペット類は、ライチョウやその他小型野生生物等への脅威となり、伝染病を持ち込む恐れもあるので、特にライチョウの生息する地域には持ち込まないよう広く指導し啓発を図る。

3. 公園内の多様な利用について

近年、パラグライダーや、自転車での登山道の利用などが見受けられる。他の利用者に対する影響や自然環境への影響に対して慎重に検討するとともに、関係機関とともに利用者に対し適切な指導、啓発を行なう。

スノーモビルの乗り入れは、山岳遭難救助等特に必要と認められる場合を除き、今後とも排除していくことを関係機関とともに検討する。

なお、一般公園利用としての、特別保護地区内での自転車やスノーモービルの使用は

自然公園法上許可されない。

4. テレビ等のロケについて

高山植物帯における取材、番組製作のロケーションについては、事前に関係機関に報告させるとともに、歩道外の踏み荒し等自然保護上の支障が出ないように指導する。特にライチョウを対象とするものについては、繁殖や子育てなどに影響のないよう、目的、方法などを厳しく指導する。

5. 国立公園の安全利用の推進について

広範囲な山岳公園であることから、登山道や標識等の状況について情報収集し、利用者に対し情報提供できる体制の整備を図る。

第7 別紙 山小屋取扱要領

(別紙1)

中部山岳国立公園立山地区宿舎事業(山小屋)取扱要領

1. 趣旨

この取扱要領は、中部山岳国立公園立山地区の極めて優れた風致景観の保護を図ると共に、安全で快適な利用の増進を図るため、避難小屋としての役割を併せ持つ山小屋の建て替え、増改築等についての指導方針を定め、もって、同地区の宿舎事業(山小屋)の執行の適正を期することを目的とする。

2. 適用施設

この取扱要領の適用施設は、別表1に掲げる中部山岳国立公園立山地区の宿舎事業(山小屋)とする。

3. 山小屋

この取扱要領において「山小屋」とは、主として登山者の宿舎の用に供される宿舎事業をいう。

4. 山小屋の施設の建て替え及び増改築の取扱方針

(1) 新たな山小屋の設置は原則として認めないものとする。

(2) 山小屋の規模は次のとおりとする。

① 収容力

収容力の上限は事業決定事項とする。(収容力は、1畳1人、1ベット1人として算定する。)

② 敷地

敷地は、周辺の風致景観、施設の配置、登山者の休憩スペース等を勘案した必要最小限の面積とする。

なお、敷地外への人為的影響の拡大を防止するため、敷地は縁石、木柵等により敷地の範囲の明確化を図ることとする。

③ 延床面積

延床面積は、周辺の風致景観及び当該山小屋の収容力、利用状況等を総合的に勘案して定めるものとする。

なお、延床面積が既に1,000㎡を超えている山小屋については、原則として現状の延床面積を上限とする。

※延床面積： 吹き抜け部分は相当階の床面積として算定し延床面積に含める。

地下(階)部分であって別表3の⑤に該当するものは延床面積として算定しない。

(3) 建て替え及び増改築にあたり、周辺の植物群落等に影響を与える恐れがある場合は、事前に十分な調査を行い、適切な対策を講じることとする。

(4) 構造及び意匠は次のとおりとする。

① 屋根は、当該地区の山小屋の従来からの形式を踏襲し、切妻又はこれに類するものとする。

② 色彩は、周辺の風致景観に調和したものとするため、外壁は茶系統色、屋根は赤錆色、又はこげ茶色とすることとする。

なお、極力木材・石材等の自然材料を使用するものとする。

(5) その他

建替、改、増築にあたっては、大規模な切土、盛土や支障木の伐採を避けることとする。

5. 施設内容

(1) 山小屋の施設は、別表3のとおり機能に応じて分類することとし、当該地の利用状況を勘案して適切に各スペースを配分するとともに、施設名、部屋名を明示する等利用者が識別できるようにすることとする。

(2) 休憩者用スペース(別表3の①)は、独立して設けず、玄関、土間等と併用することとする。

(3) 常設の特別室(個室形式で特別料金を徴収するような部屋)については、新規に設けないこととする。

(4) 客用の風呂は原則として新規に設けないものとする。

(5) 休憩者又は野営者も利用できる外トイレの整備に努めることとする。

(6) 太陽光、風力、水力等自然エネルギーを活用した施設については、風致景観を配慮しつつ、導入を推進することとする。

(7) 自動販売機は風致景観の保護上支障のない次のもの以外は認めない。

① 屋内形式とする。

② ピクニック及び温泉利用等登山以外の利用者も多い施設であって早朝等における利用者への利便提供上必要があり、建物壁面線より内側に埋め込む形で設置するもので、外部の色彩を壁面と同一配色とするもの。

6. ゴミ処理

山小屋は、極めて優れた風致景観を有する地域及び野生動植物の生息地、生育地に立地していることから、搬出を検討していくものとする。

なお、ゴミの搬出が困難の場合は、周辺環境への影響を最小限とするよう下記事項の実施に努めるものとする。

(1) 収容力に応じたゴミ処理施設を設けることとし、生ゴミは埋設せず焼却処理あるいは生ゴミ処理機等による処理を検討することとする。やむを得ず、一時保管する場合は、堅固な容器や建物に収納しておくこととする。

(2) 空缶、空ビン類の不燃物及び可燃物のうち敷地内で完全焼却処理されないもの等は、搬出し処理することとする。

(3) 雑排水やし尿についても、適切な処理に努めるものとする。

7. テントの貸出等

テントの貸出及び固定テントの常設は行わないこととする。

8. その他

立山地区において実態上山小屋として管理経営等がされている別表2に掲げる施設については、施設の建替等の機会に合わせて順次宿舎事業の執行認可等を受けさせるよう指導するものとする。

(別表1)

適用施設一覧表

利用計画名	事業決定名	事業執行名	通称
9 五色ヶ原	同 左	同 左	五色ヶ原山荘 五色ヶ原ヒュッテ
13 東沢出合	同 左	同 左	奥黒部ヒュッテ
15 スゴ乗越	同 左	同 左	スゴ乗越小屋
22 太郎平	同 左	同 左	太郎平小屋
23 高天ヶ原	同 左	同 左	高天原山荘
25 薬師沢	同 左	同 左	薬師沢小屋
27 雲ノ平	同 左	同 左	雲ノ平山荘
35 早月尾根	同 左	同 左	早月小屋
38 大日岳	同 左	同 左	大日小屋
39 池ノ平	同 左	同 左	池の平小屋
41 仙人池	同 左	同 左	仙人池ヒュッテ
43 剣沢	同 左	同 左	剣山荘 剣沢小屋
47 別山乗越	同 左	同 左	剣御前小屋
49 真砂岳	同 左	同 左	内蔵助山荘
52 大日平	同 左	同 左	大日平山荘
71 一ノ越	同 左	同 左	一ノ越山荘
91 阿曾原	同 左	同 左	阿曾原温泉小屋
93 仙人湯	同 左	同 左	仙人温泉
95 朝日平	同 左	同 左	朝日小屋
197 黒部湖	同 左	同 左	ロッジくろよん

(別表2)

利用計画名	事業決定名	事業執行名	通称
11 平	同 左	——	平ノ小屋

(別表3)

山小屋に関する機能別施設区分表

- ① 休憩者用スペース
売店、喫茶室等
 - ② 宿泊スペース
宿泊室等
 - ③ パブリックスペース：宿泊者用
食堂、談話室、荷物置場、ホール、自炊室、トイレ、洗面所、乾燥室、玄関、土間等
 - ④ 公共性の高いスペース
山岳警備隊詰所（常駐）、診療所、休憩者及び野営者用外トイレ等
 - ⑤ 管理スペース
受付、発電機室、倉庫、物置、冷凍室、厨房、焼却施設等
 - ⑥ 従業員用スペース
従業員室、管理人室、従業員浴室等
 - ⑦ その他
- (注) 冬季小屋は、シーズン中の自炊室、売店、客室、倉庫等と兼用する機会が多いため、シーズン中の利用形態で区分する。

(別紙 2)

中部山岳国立公園後立山地区宿舎事業(山小屋)取扱要領

1. 趣旨

この取扱要領は、中部山岳国立公園後立山地区の極めて優れた風致景観の保護を図ると共に、安全で快適な利用の増進を図るため、避難小屋としての役割を併せ持つ山小屋の建替、増、改築等についての指導方針を定め、もって、同地区の宿舎事業(山小屋)の執行の適正を期することを目的とする。

2. 適用施設

この取扱要領の適用施設は、別表1に掲げる中部山岳国立公園後立山地区の宿舎事業(山小屋)とする。

3. 山小屋

この取扱要領において「山小屋」とは、主として登山者の宿舎の用に供される宿舎事業をいう。

4. 山小屋の施設の建替及び増改築の取扱方針

- (1) 新たな山小屋の設置は原則として認めないものとする。
- (2) 山小屋の規模は次のとおりとする。

① 収容力

収容力の上限は事業決定事項とする。

(収容力は、1畳1人、1ベット1人として算定する。)

② 敷地

敷地は、周辺の風致景観、施設の配置、登山者の休憩スペース等を勘案した必要最小限の面積とする。

なお、敷地外への人為的影響の拡大を防止するため、敷地は縁石、木柵等により敷地の範囲の明確化を図ることとする。

③ 延床面積

延床面積は、周辺の風致景観及び当該山小屋の収容力、利用状況等を総合的に勘案して定めるものとする。

なお、延床面積が既に1,000㎡を超えている山小屋については、原則として現状の延床面積を上限とする。

※延床面積： 吹き抜け部分は相当階の床面積として算定し延床面積に含める。

地下(階)部分であって別表3の⑤に該当するものは延床面積として算定しない。

- (3) 建替及び増改築にあたり、周辺の植物群落等に影響を与える恐れがある場合は、事前に十分な調査を行い、適切な対策を講じることとする。

- (4) 構造及び意匠は次のとおりとする。

① 屋根は、当該地区の山小屋の従来からの形式を踏襲し、切妻又はこれに類するものとする。

② 色彩は、周辺の風致景観に調和したものとするため、外壁は茶系統色、屋根は赤錆色、又はこげ茶色とすることとする。

なお、極力木材・石材等の自然材料を使用するものとする。

- (5) その他

建替、改、増築にあたっては、大規模な切土、盛土や支障木の伐採を避けることとする。

5. 施設内容

- (1) 山小屋の施設は、別表3のとおり機能に応じて分類することとし、当該地の利用状況を勘案して適切に各スペースを配分するとともに、施設名、部屋名を明示する等利用者が識別できるようにすることとする。
- (2) 休憩者用スペース(別表3の①)は、独立して設けず、玄関、土間等と併用することとする。
- (3) 常設の特別室(個室形式で特別料金を徴収するような部屋)については、新規に設けないこととする。
- (4) 客用の風呂は原則として新規に設けないものとする。
- (5) 休憩者又は野営者も利用できる外トイレの整備に努めることとする。
- (6) 太陽光、風力、水力等自然エネルギーを活用した施設については、風致景観を配慮しつつ、導入を推進することとする。
- (7) 自動販売機は風致景観の保護上支障のない次のもの以外は認めない。
 - ① 屋内形式とする。
 - ② ピクニック及び温泉利用等登山以外の利用者も多い施設であって早朝等における利用者への利便提供上必要があり、建物壁面線より内側に埋め込む形で設置するもので、外部の色彩を壁面と同一配色とするもの。

6. ゴミ処理

山小屋は、極めて優れた風致景観を有する地域及び野生動植物の生息地、生育地に立地していることから、搬出を検討していくものとする。

なお、ゴミの搬出が困難の場合は、周辺の環境への影響を最小限とするよう下記事項の実施に努めるものとする。

- (1) 収容力に応じたゴミ処理施設を設けることとし、生ゴミは埋設せず焼却処理あるいは生ゴミ処理機等による処理を検討することとする。やむを得ず、一時保管する場合は、堅固な容器や建物に収納しておくこととする。
- (2) 空缶、空ビン類の不燃物及び可燃物のうち敷地内で完全焼却処理されないもの等は、搬出し処理することとする。
- (3) 雑排水やし尿についても、適切な処理に努めるものとする。

7. テントの貸出等

テントの貸出及び固定テントの常設は行わないこととする。

8. その他

後立山地区において実態上山小屋として管理経営等がされている別表2に掲げる施設については、施設の建替等の機会に合わせて順次宿舎事業の執行認可等を受けさせるよう指導するものとする。

(別表1)

適用施設一覧表

利用計画名	事業決定名	事業執行名	通称
12 船窪岳	同 左	同 左	船窪小屋
19 烏帽子岳	同 左	同 左	烏帽子小屋
24 野口五郎岳	同 左	同 左	野口五郎小屋
26 水晶岳	同 左	同 左	水晶小屋
45 冷池	同 左	同 左	冷池山荘
48 種池	同 左	同 左	種池山荘
69 新越乗越	同 左	同 左	新越乗越山荘
76 針ノ木峠	同 左	同 左	針ノ木小屋
87 唐松岳	同 左	同 左	唐松岳頂上山荘
89 五竜岳	同 左	同 左	五竜山荘
94 八峰キレット	同 左	同 左	キレット小屋
98 白馬岳	同 左	同 左	村営頂上山荘 白馬山荘
109 湯俣	同 左	同 左	晴嵐荘 湯俣山荘
159 白馬尻	同 左	同 左	村営白馬尻荘 白馬尻小屋
163 鍵温泉	同 左	同 左	白馬鍵温泉小屋
164 白馬天狗池	同 左	同 左	村営天狗山荘
165 八方山	同 左	同 左	村営八方池山荘
166 風吹大池	同 左	同 左	風吹山荘
167 白馬大池	同 左	同 左	白馬大池山荘
169 梅池	同 左	同 左	村営梅池山荘

(別表2)

利用計画名	事業決定名	事業執行名	通称
99 大沢出合	同 左	————	大沢小屋
106 餓鬼岳	同 左	————	餓鬼岳小屋
169 梅池	同 左	————	梅池ヒュッテ
179 御殿場	同 左	————	————

(注) 下線は後立山地域管理計画区内山小屋を示す。

(別表3)

山小屋に関する機能別施設区分表

- ①休憩者用スペース
売店、喫茶室等
- ②宿泊スペース
宿泊室等
- ③パブリックスペース：宿泊者用
食堂、談話室、荷物置場、ホール、自炊室、トイレ、洗面所、乾燥室、玄関、土間等
- ④公共性の高いスペース
山岳警備隊詰所（常駐）、診療所、休憩者及び野営者用外トイレ等
- ⑤管理スペース
受付、発電機室、倉庫、物置、冷凍室、厨房、焼却施設等
- ⑥従業員用スペース
従業員室、管理人室、従業員浴室等
- ⑦その他

(注) 冬季小屋は、シーズン中の自炊室、売店、客室、倉庫等と兼用する場合が多いため、シーズン中の利用形態で区分する。

(別紙3)

中部山岳国立公園北アルプス南部地区宿舎事業(山小屋)取扱要領

1. 趣旨

この取扱要領は、中部山岳国立公園北アルプス南部地区の極めて優れた風致景観の保護を図るとともに、安全で快適な利用の増進を図るため、避難小屋としての役割を併せ持つ山小屋の建替、増、改築等についての指導方針を定め、もって、同地区の宿舎事業(山小屋)の執行の適正を期することを目的とする。

2. 適用施設

この取扱要領の適用施設は、別表1に掲げる中部山岳国立公園北アルプス南部地区の宿舎事業(山小屋)とする。

3. 山小屋

この取扱要領において「山小屋」とは、主として登山者の宿舎の用に供される宿舎事業をいう。

4. 山小屋の施設の建替及び増改築の取扱方針

- (1) 新たな山小屋の設置は認めないものとする。
- (2) 山小屋の規模は次のとおりとする。

① 収容力

収容力は原則として現状維持とする。

(収容力は、1畳1人、1ベット1人として算定する。)

② 敷地

敷地は、周辺の風致景観、施設の配置、登山者の休憩スペース等を勘案した必要最小限の面積とする。

なお、敷地外への人為的影響の拡大を防止するため、敷地は縁石、木柵等により敷地の範囲の明確化を図ることとする。

③ 延床面積

延床面積は、周辺の風致景観及び当該山小屋の収容力、利用状況等を総合的に勘案して定めるものとし、1,000㎡を上限とする。ただし、延床面積が既に1,000㎡を超えている山小屋については、現状の延床面積を上限とする。

なお、別表3の③から⑥までのスペースに係る増築については、当該山小屋の利用状況及び周辺の風致景観への影響を勘案して適当と認められる場合に限り、必要最小限の範囲で前項の上限を超えることができる。

延床面積：吹き抜け部分は相当階の床面積として算定し延床面積に含める。
地下(階)部分であって別表3の⑤に該当するものは延床面積として算定しない。

- (4) 構造及び意匠は次のとおりとする。

① 屋根は、当該地区の山小屋の従来からの形式を踏襲し、切妻又はこれに類するものとする。

② 色彩は、周辺の風致景観に調和したものとするため、外壁は茶系統色、屋根は赤錆色、又はこげ茶色(神社色)とすることとする。

なお、極力木材・石材等の自然材料を使用するものとする。

- (5) その他

建替、改、増築にあたっては、大規模な切土、盛土や支障木の伐採を避けることとする。

5. 施設内容

- (1) 山小屋の施設は、別表3のとおり機能に応じて分類することとし、当該地の利用状況を勘案して適切に各スペースを配分するとともに、施設名、部屋名を明示する等利用者が識別できるようにすることとする。
- (2) 休憩者用スペース(別表3の①)は、独立して設けず、玄関、土間等と併用することとする。
- (3) 常設の特別室(個室形式で特別料金を徴収するような部屋)については、新規に設けないこととする。
- (4) 客用の風呂は原則として設けないものとする。
- (5) 休憩者又は野営者も利用できる外トイレの整備に努めることとする。
- (6) 冬季利用者の多い場所の山小屋においては、避難用として、冬季小屋の設置又は山小屋の一部を利用できるように配慮することとする。
- (7) 太陽光、風力、水力等自然エネルギーを活用した施設については、風致景観を考慮しつつ、導入について検討することとする。

6. ゴミ処理

山小屋は、極めて優れた風致景観を有する地域及び野生動植物の生息地、生育地に立地していることから、周囲の環境への影響を最小限とするよう下記事項の実施に努めることとする。

- (1) 収容力に応じたゴミ焼却施設を設けることとし、可燃物(生ゴミを含む)は埋設せず焼却処理することとする。やむを得ず、一時保管する場合は、堅固な容器や建物に収納しておくこととする。
- (2) 空缶、空ビン類の不燃物及び可燃物のうち敷地内で完全焼却処理されないもの等は、搬出し処理することとする。
- (3) 雑排水やし尿についても、適切な処理に努めるものとする。

7. テントの貸出等

テントの貸出及び固定テントの常設は行わないこととする。

8. その他

北アルプス南部地区において実態上山小屋として管理経営がされている別表2に掲げる施設については、施設の建替等の機会に合わせて順次宿舎事業の執行認可等を受けさせるよう指導するものとする。

(別表1)

適用施設一覧表

利用計画名	事業決定名	事業執行名	通称
29 三俣蓮華岳	同 左	同 左	三俣山荘
31 黒部五郎岳	同 左	同 左	黒部五郎小舎
107 燕岳	同 左	同 左	燕山荘
110 双六岳	同 左	同 左	双六小屋
111 大天井岳	同 左	同 左	町営大天荘 大天井ヒュッテ
112 槍ヶ岳肩	同 左	同 左	槍ヶ岳山荘
113 槍ヶ岳東鎌尾根	同 左	同 左	ヒュッテ大槍
118 常念岳乗越	同 左	同 左	常念小屋
120 西岳	同 左	同 左	ヒュッテ西岳
121 槍沢	同 左	同 左	槍沢ロッジ
122 南岳	同 左	同 左	南岳小屋
124 北穂高岳	同 左	同 左	北穂高小屋
125 濁沢	同 左	同 左	濁沢ヒュッテ 濁沢小屋
127 奥穂高岳	同 左	同 左	穂高岳山荘
128 横尾	同 左	同 左	横尾山荘
130 蝶ヶ岳	同 左	同 左	蝶ヶ岳ヒュッテ
131 岳沢	同 左	同 左	岳沢ヒュッテ
136 西穂高岳	同 左	同 左	西穂山荘
141 徳本峠	同 左	同 左	徳本峠小屋
179 鏡平	同 左	同 左	鏡平山荘
180 槍平	同 左	同 左	槍平小屋
181 笠ヶ岳	同 左	同 左	笠ヶ岳山荘
183 ワサビ平	同 左	同 左	ワサビ小屋

(別表2)

利用計画名	事業決定名	事業執行名	通称
119 槍ヶ岳八合目	同 左	————	殺生ヒュッテ
132 大滝山	同 左	————	大滝山荘
139 新中尾峠	同 左	————	焼岳小屋
140 岩魚留		————	岩魚留小屋

(注) 下線は後立山地域管理計画区関係利用計画を示す。

(別表3)

山小屋に関する機能別施設区分表

- ① 休憩者用スペース
売店、喫茶室等
- ② 宿泊スペース
宿泊室等
- ③ パブリックスペース：宿泊者用
食堂、談話室、荷物置場、ホール、自炊室、トイレ、洗面所、乾燥室、玄関、土間等
- ④ 公共性の高いスペース
山岳警備隊詰所（常駐）、診療所、休憩者及び野営者用外トイレ等
- ⑤ 管理スペース
受付、発電機室、倉庫、物置、冷凍室、厨房、焼却施設等
- ⑥ 従業員用スペース
従業員室、管理人室、従業員浴室等
- ⑦ その他

(注) 冬季小屋は、シーズン中の自炊室、売店、客室、倉庫等と兼用する機会が多いため、シーズン中の利用形態で区分する。